

## 琵琶湖保全再生施策に関する計画(原案)に対する意見・情報と滋賀県の考え方

## 【 県民、団体等 】

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
1 計画期間			
1	1	計画期間を4年間とした根拠は何か。	<p>計画期間を平成29年度から平成32年度までの4年間としている根拠ですが、以下の理由により、平成32年度が本計画の区切りの年になると考えているためです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「琵琶湖の保全および再生に関する法律」(以下「法律」といいます。)では、施行から5年以内に必要な見直しを行うこととされており、見直しが行われる場合は法律施行から5年目となる平成32年度を想定していること。</li> <li>・国の「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」および県の「琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画)」の計画期間が平成32年度で終了すること。</li> </ul> <p>なお、本計画の平成33年度以降については、他の計画との関係を整理しながら検討していきたいと考えています。</p>
2 琵琶湖の保全および再生に関する方針			
(1)趣旨			
2	1	琵琶湖・淀川の水を利用している人口は約1,600万人と言われており、琵琶湖保全再生施策については大阪府等の下流域県を含めた流域社会全体の問題として認識することが必要不可欠である。このため、「趣旨」に記述すべきではないか。	<p>法律において琵琶湖は「国民的資産」と位置づけられており、琵琶湖の保全再生は下流域はもちろんのこと国全体の問題であると認識していることから、「2(1) 趣旨」において「国民的資産である琵琶湖」と記述しています。</p>
(2)目指すべき姿			
3	1	「琵琶湖地域」という用語は、従来よく使用されてきた「琵琶湖周辺地域」とどう異なるのか。また、県内でも、たとえば大戸川流域等は計画範囲に含まれないと解釈してよいのか。	<p>「琵琶湖地域」とは、施策を行う上で琵琶湖と密接な関わりを有する地域を想定しています。狭義として琵琶湖集水域を念頭に置っていますが、例えば鳥獣害対策や環境教育などは必ずしも琵琶湖集水域のみに限定されるものではないため、施策ごとに対象地域は異なるものと考えています。</p>
3 琵琶湖の保全および再生のための事項			
(1)水質の汚濁の防止および改善に関する事項			
①持続可能な汚水処理システムの構築			
4	2	「特性、経済性、水質保全効果等を総合的に勘案して」とあるが、原発事故や大地震などの「災害」影響も含めてはどうか。98%を超える高い普及率を既に達成していることから、新たな整備の拡大促進ではなく、既存施設の長寿命化に重点を置き、将来の少子化による少人口でも持続運営でき次世代の負担軽減も考慮したシステムが望ましいように思う。	<p>持続可能な汚水処理システムの構築に向け、下水道、農業集落排水施設、浄化槽のそれぞれの有する特性、経済性、水質保全効果等を総合的に勘案して、適切な役割分担の下で、計画的な整備を促進することとしており、各市町がご指摘の点も勘案し、地域における汚水処理施設の整備を行っています。</p>
5	2	琵琶湖の保全に関し、汚水処理の見直しが必要であると思う。現在、滋賀県では流域下水道の集中汚水処理を行っているが、震災、水害等の災害で流域下水道に多大な被害があった場合等のシミュレーションを行い、琵琶湖に汚水が極力流れないようにする予防保全を組入れる方が良いと思う。琵琶湖に与える影響が少ない汚水処理として農業集落排水、小型合併浄化槽、下水道処理の分割等で分散型にするなど、琵琶湖に与える大きな影響を避けるような見直しをする方が良いと思う。	
6	2	<p>現段階で、災害時の汚水処理対応についてもっと検討しておく必要があるのではないか。</p> <p>「滋賀県汚水処理整備構想2016 案」において流域下水道に汚水処理が一極集中になると下水道管路、中継ポンプ場、終末処理場等が被災した場合、汚水処理が大量に滞ることとなり、最終的には簡易処理で琵琶湖に放流することとなる。他県の災害時には海への放流で希釈されていたが琵琶湖ではそういう訳にはいかない。</p> <p>農業集落排水施設を出来るだけ残し、災害に強い合併浄化槽での汚水処理整備の割合を増やしリスク分散をすべきである。</p>	

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
7	2	<p>下水道計画地域でも、長期間下水道整備が行われな いと見込まれる地域には、下水道計画を変更し合併浄化槽で 早期に整備することにより汚水処理100%を目指すべきで はないか。その方が経費削減にもなる。</p> <p>また、地域の水環境の観点から、農業集落排水や浄化 槽からの切り替えにより周辺地域へ益々下水道を広げるこ とで、地域の水循環がなくなり小川等の枯渇問題により生 態系にも影響が出てくるのではないか。</p>	番号4～6と同じ。
8	2	<p>下水処理水が魚介類に与える影響があるにも関わらず 水質低下に対する今後の改善計画が明記されていない。</p>	
9	2	<p>下水道、農村下水道、浄化槽等の施設の維持管理や施 設設備の更新のことばかり記述されているが、下水道の放 流水が生態系に与えている影響や水質、環境への影響が 全く触れられていない。市街地や農地の面源対策以上に 放流水対策が必要。</p>	
10	2	<p>下水処理水の循環再利用や、琵琶湖やその周辺河川へ の直接排水を避けることが記されていない。この内容だけ なら、マザーレイク21計画と全く同じである。今日までの排 水が全く間違っていないという観点から記されている。現場 を見ていないか、自らのチェックが法定基準をクリアしてい ることに関心がないのではないか。</p>	<p>下水処理水については、「水質汚濁防止法」および「下水 道法」の排水基準よりも厳しい目標値を設定して、適切な 水質管理を行っています。また、平成26年度に、下水処理 水の生物への影響を調査するため、動物プランクトンを用 いた生物影響調査やアユの忌避行動調査を実施したとこ ろ、下水処理水の影響は認められませんでした。さらに、現 在は流域下水道の4処理場において、塩素の注入量を低減 し運転しています。今後も引き続き知見を重ねながら、こ のような取組を実施していくこととし、「3(1)① 持続的な汚 水処理システムの構築」の二つ目の「・」を以下のとおり修 正します。</p> <p>「下水道および農業集落排水施設の機能・サービスの持 続的な提供および琵琶湖の環境保全のため、必要な調査 を行い、計画的かつ効率的な施設の維持管理や更新を推 進する。」</p>
11	2	<p>琵琶湖流域下水道東北部浄化センターからの処理水の 放流場所を変更すべき。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東北部下水道からは彦根市旧港湾の最奥部より大量 の改良水(汚水)が琵琶湖に向け放流されている。この改良 水は富栄養のため、旧港湾から長浜辺りまで、大量の水草 の発生原因となっている。また夏場は旧港湾付近では悪臭 を発生し、周辺の方々等も悪臭に悩んでいる。</li> <li>・最近、松原水泳場も遊泳区域内に水草が大量発生し水 質も悪くなって寂れてしまった。地引網やシジミ漁で大変活 気があった漁業も、水草の大量発生により、シジミ漁は労 力を要し、高齢も伴い漁獲高は激減しているのが現状。</li> <li>・下水からの処理水は水温18℃のため、旧港湾内のブ ラックバスには格好の住処となっているが、漁業の復活と 高校生のボート等の練習が以前のように安全に出来るよう (水草がオール等に巻きつく)、また水泳客が安心して遊泳 出来るよう、大量に発生している水草の駆除の実施と、滋 賀県内他所の下水施設と同様に下水の放流管を他所に被 害の無き地先までの冲出し配管としてほしい。</li> </ul>	
12	2	<p>4月下旬から5月にかけて、琵琶湖岸のほとんどが農業 濁水により水の色が泥色に変わる。そこで提案だが、琵琶 湖の揚水場の近くには農業排水の河川があり、この濁水の 多い河川の水を揚水場に取り込んで再利用できないか。また 、時季により下水道処理水の行政からの説明どおりとし た時、この処理水を農業用水に使用すべきである。</p>	<p>農業排水の再利用や一時貯留は、汚濁負荷を軽減する 取組として重要であり、「3(1)② 面源負荷対策」の中で「農 業用排水施設の計画的な整備、農業排水の循環利用など の施策を推進する」としており、循環利用施設や浄化池 の整備を進めていくこととしています。</p> <p>下水処理水については、水質汚濁防止法および下水道 法の排水基準よりも厳しい目標値を設定して、適切な水質 管理を行っています。また、平成26年度に、下水処理水の 生物への影響を調査するため、動物プランクトンを用いた 生物影響調査やアユの忌避行動調査を実施したところ、下 水処理水の影響は認められませんでした。さらに、現在は 流域下水道の4処理場において、塩素の注入量を低減し 運転しています。今後も引き続き知見を重ねながら、このよ うな取組を実施していくこととし、「3(1)① 持続的な汚水処 理システムの構築」の二つ目の「・」を以下のとおり修正し ます。</p> <p>「下水道および農業集落排水施設の機能・サービスの持 続的な提供および琵琶湖の環境保全のため、必要な調査 を行い、計画的かつ効率的な施設の維持管理や更新を推 進する。」</p>
13	2	<p>下水道普及率を見ると、その率の上昇に合わせて、琵琶 湖がどんどん悪くなったと考えられる。現状のまま施策を進 めると琵琶湖の魚はさらに減少すると考える。琵琶湖にど れだけ稚魚を放流しても、それを成長させるだけの要素の ない水質に近づきつつある。改善策として、農業排水や下 水排水は直接河川や琵琶湖に流出させるのではなく、貯留池 を作ってそれなりに貯留してから流出するようにすべき。 戦後、琵琶湖の周りの百を超える内湖を埋め立てて田んぼ にしたが、これが琵琶湖の生態系を大きく歪めた最大の要 因であり、元に戻すためにも貯留池は必要。</p>	
14	2	<p>農地対策として、新たに琵琶湖に隣接している農地をた め池として多目的に活用し、圃場からの水を一旦貯水し、 自然浄化して琵琶湖に流出させることを検討してほしい。</p>	

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
15	2	<p>「3(1)① 持続的な污水处理システムの構築」の前段に「3(1)④ その他の対策」の五つ目の「・」のことを記すべきではないか。「その他の対策」で書く内容ではないと思う。</p> <p>(例)「良好な水質と多様で豊かな生態系が両立する琵琶湖の環境実現に向け、水質と生態系のつながりに着目し、常に新たな水質管理手法を検討し、実行する。」</p>	<p>「良好な水質と多様で豊かな生態系が両立する琵琶湖」は、「3(1) 水質の汚濁の防止および改善に関する事項」と「3(3) 生態系の保全および再生に関する事項」をつなぐ視点であり、「3 琵琶湖の保全および再生のための事項」の冒頭の記述「総合的な観点から」にその意図を含んでいます。ご指摘の記述は、そのための具体的な手法について水質側面から具体化を開始することの記述です。ただし、全国でも先駆けた取組であり、現時点で各水質対策に反映できる状況に至っていないため、「3(1)④ その他の対策」に位置づけています。</p>
16	2	<p>琵琶湖流域下水道の整備により琵琶湖の透明度は維持されているが、下水処理による薬品使用により魚類に悪影響を及ぼしているのではと疑義を感じているため、その薬品の開示と魚類に及ぼす影響の可否の開示をお願いします。</p>	<p>使用している薬品については、下水処理では、水道水の浄水処理等にも使用しているポリ塩化アルミニウム(PAC)、次亜塩素酸ナトリウムその他、メタノールを使用しており、汚泥処理では、高分子凝集剤を使用しています。</p> <p>魚類に及ぼす影響については、平成26年度に、下水処理水の生物への影響を調査するため、動物プランクトンを用いた生物影響調査やアユの忌避行動調査を実施したところ、下水処理水の影響は認められませんでした。</p>
17	2	<p>塩津湾には塩津大川と余呉川が流れ込む。渇水時は川の水は農業用水に利用されるため塩津湾への流量は減少する。この塩津湾内は多くの魚が繁殖し、冬から春にかけて琵琶湖が季節風で大荒れの時も漁に出られ、また様々な漁法が安定的に取り組める最高の漁場である。しかし圃場整備以降、農業排水の影響を受けるようになり、また塩津湾から余呉湖への農業用水の汲み上げも始まった。渇水時に汲み上げるため、2本の河川からの流入量より多い量の汲み上げとなるため、塩津湾の中心において水が滞留し、さらに余呉湖へ汲み上げた水が農業排水として塩津湾に流れ込むので、悪循環の繰り返しとなっている。その水が農業用水に使用しなくなった時季から琵琶湖に流れ込むことにより、琵琶湖の第一還流全体に高島の下水道処理水と合流して第一還流が悪化するようになったと考えられる。琵琶湖の最北で水質が悪化すると、南湖まで順に悪化していく。第一還流の悪化は第二、第三還流へとつながり、今日に至っている。</p>	<p>計画原案では、「3(1)② 面源負荷対策」の中で、「琵琶湖へ流入する汚濁負荷削減のため、農業用排水施設の計画的な整備や農業排水の循環利用などの施策を推進する」としています。</p> <p>併せて、「3(5)①7 環境に配慮した農業の普及」の中で、「農業や化学肥料の使用量を減らすとともに、農業濁水の流出防止などの環境こだわり農業を推進する」としています。</p>
<b>②面源負荷対策</b>			
18	2	<p>「…、農業用排水施設の計画的な整備、農業排水の循環利用などの施策を推進する」とあるが、整備された施設は、適正に維持管理されて初めてその効果(汚濁負荷削減)が発揮されるものである。よって、「…、農業用排水施設の計画的な整備、農業排水の循環利用などの施策を推進する。併せて、整備した施設については、種別・規模に応じた適正な維持管理を推進する。」とすべきと考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「…、農業用排水施設の計画的な整備と適切な維持管理、農業排水の循環利用など…」</p>
<b>③流入河川・底質改善対策</b>			
19	2	<p>河川からの琵琶湖への流入対策を記述するなら、なおさら下水道放流水の一時貯留池等へ流し、水質浄化を推進すべきと明記するべきではないか。</p>	<p>下水処理水については、「水質汚濁防止法」および「下水道法」の排水基準よりも厳しい目標値を設定して、適切な水質管理を行っています。また、平成26年度に、下水処理水の生物への影響を調査するため、動物プランクトンを用いた生物影響調査やアユの忌避行動調査を実施したところ、下水処理水の影響は認められませんでした。さらに、現在は流域下水道の4処理場において、塩素の注入量を低減し運転しています。今後も引き続き知見を重ねながら、このような取組を実施していくこととし、「3(1)① 持続的な污水处理システムの構築」の二つ目の「・」を以下のとおり修正します。</p> <p>「下水道および農業集落排水施設の機能・サービスの持続的な提供および琵琶湖の環境保全のため、必要な調査を行い、計画的かつ効率的な施設の維持管理や更新を推進する。」</p>

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
20	2	琵琶湖総合開発により整備された中小内湖から琵琶湖への水路について、人口堰(水門)によって水位調整されたため、内湖ではヘドロが堆積している。このため、内湖の浚渫が必要。 また、水門の設置により琵琶湖からの魚類の遡上がなくなり、内湖での魚のゆりかご機能が失われているため、洪水時以外の水門の常時開放が必要。	「3(3)①イ 内湖等の保全および再生」において、「内湖本来の機能の保全および再生を推進することや、「生態系の保全および再生に向けて、連続性の回復を推進すること」としています。
21	2	「河川から琵琶湖に流入する前の対策として」とあるのは、既存の内湖を活用した自然浄化なのか、それとも新たに河川の水を浄化する施策があるのか。	河川から琵琶湖に流入する前の対策としては、既存の内湖の活用をはじめ、河川における植生浄化等の推進に努めていきます。
<b>④その他の対策</b>			
22	2	二つ目の「・」の従来型2サイクルエンジンの使用禁止について、びわこ競艇は減音型2サイクルエンジンを使用しており、水質保全に寄与していないことを広報すべき。	「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」は、レジャー活動に着目して規制を行うこととしています。びわこ競艇場の競艇用ボートのエンジンは、レジャー活動を目的とするものではなく、モーターボート競走法に基づき競艇場の水域に限って航行するものであることから規制の対象としていないため、ご指摘の広報は予定していません。
23	2	三つ目の「・」の「…不法投棄等の不適正処理に起因する水質汚濁の防止を推進する。」を「…不法投棄や河川へのポイ捨ての防止と不法投棄等の不適正処理に起因する水質汚濁の防止を推進する。」に変更してほしい。 (理由) 水質汚濁の防止は当然ですが、水質汚濁の原因となり、かつ、琵琶湖に流れ込む、あるいは琵琶湖から流れ出す河川への不法投棄や釣り具やたばこ、ペットボトル、空き缶などのポイ捨てを防止してもらいたいため。	ご指摘の内容については、不法投棄等の「等」に含まれており、原文のとおりとします。
24	2	四つ目の「・」であるが、琵琶湖環境科学研究センターが担うと考えられる調査等のうち、水質監視のための機器更新を記述する必要はあるのか。もっと生態系や固有種、在来種が生き延びられるための調査研究を推進する体制整備や研究員の質の向上等を推進することも記述すべきではないか。	琵琶湖の水質と生態系は相互に影響しあい、気象条件などの影響も受けるため、継続的な調査によって初めて新たな課題を早期発見できると考えています。多くの機器が老朽化していることから、これらの機器更新は生態系も含めた琵琶湖の自然環境の状況を把握する上で必要と考えています。 また、調査研究を推進する体制整備や研究員の質の向上等を推進することについて、ご意見を踏まえて「4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項」の2つ目の「・」の記述を下記のとおり修正します。
25	7	琵琶湖に関する研究者の育成 琵琶湖が抱えている課題の多くは、調査研究の進展とともに解決されるものであり、研究体制が充実、維持できるような研究者の育成を行うこと。	「調査研究に関する体制整備や人材育成を進めつつ、水質や生態系をはじめとする琵琶湖の自然環境の状況を適切に把握し、具体的な対策に関して、技術等の研究開発を推進する。」
26	2	五つ目の「・」について、以下のとおり提案する。 環境省でも検討されている生物(魚、甲殻類、藻類、いわゆるWET手法)を用い、現行の排水規制を補完する手法として、水環境への影響や毒性の有無を総合的に把握・評価する。	
27	2	五つ目の「・」にある「新たな水質管理手法」について、どのような手法が検討対象としてあがっているのか。	計画原案にある「新たな水質管理手法」は、まずは「水質と生態系のつながり」を解明する調査研究に着手します。そのうえで「良好な水質と多様で豊かな生態系が両立する琵琶湖の環境」を実現するための要因解明を進めることにより、対策を検討したいと考えています。
28	2	琵琶湖フォーラムなどの発表でも琵琶湖の状態を水質だけで判断するには限界が来ているように思う。本原案の目的のとおり生態系という観点からみて、現在ある単一的な水質項目の調査や水質管理だけでなく新たな検査項目の設定やそれに伴う水質管理手法が必要かと思う。そのためには、「4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項」にも関係する調査研究やモニタリングの推進により、手法導入の目的や成果を明らかにするとともに、結果に対する対策の構築の検討は重要と思う。	

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
その他			
29	2	琵琶湖の水質改善について 事業を通じて計画期間内において、琵琶湖の水質面での改善をどの程度達成しようとするのか明記すべきである。とくに、環境基準項目となっているCOD、窒素、りん、そして新たに管理項目として設定されようとしているTOCについての数値目標を掲げるべきである。	ご指摘の水質目標については、法律において本計画が調和を図るべきとされている「第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」において、COD、全窒素、全りんの数値目標を掲げています。 なお、TOCについては、今後、生態系を視野に入れた新たな水質管理指標に用いることを検討します。
30		赤野井湾の水質は、環境省が示す環境基準(COD1mg/L以下)から5倍ほど悪化している。県と守山市は赤野井湾の水質回復を共通の目標に掲げ、それぞれ事業を実施してきた結果、1995年にはゲンジボタルも半世紀ぶりに復活した。しかし、県と市の目標である水質改善は確認できないまま終了することになったが、根本的な回復策が今後も必要である。	赤野井湾における水質改善のためには、流入負荷の削減とともに、水草の除去等により湾内の水交換を改善していく必要がありますので、現在策定中の「第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」において各種施策の推進により保全再生に取り組むこととしています。
31		赤野井湾の再生の具体的な対策として以下の3つを提案する。 ・湾の地形を考慮した抜本的な対策 ・湖流と対流の障害物となっている消波堤の撤去 ・旧定期船航路(切り通し)	赤野井湾における水の停滞解消については、過去に水理実験を行ったところ、湾口部に設置された消波堤の撤去による周辺流況への影響は微小であるとの結果を得ています。 なお、赤野井湾における水質改善のためには、流入負荷の削減とともに、水草の除去等により湾内の水交換を改善していく必要がありますので、現在策定中の「第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」において各種施策の推進により保全再生に取り組むこととしています。
32	2	30年ほど前は南湖にも3か所ほど水泳場があったが、今は水質が悪化して南湖では泳げないので、1日でも早く南湖で泳げる琵琶湖に戻してほしい。	いただいたご意見に関係する取組として、「7(1) 琵琶湖の保全および再生と活用のさらなる循環に向けた方策の検討に関する事項」において、「琵琶湖を守ることと活かすこと」の好循環をさらに推進する」としています。
33	2	高島市高島町では、打下浜沖55mから琵琶湖の水を汲み上げ、浄水場の貯水槽で砂でろ過して上水道に使っている。これまでは月1～2回貯水槽の水を抜き、底にたまった珪藻類の付着した砂を入れ替えていた。昨年10月中旬頃から珪藻類、淡水プランクトンが異常に発生し、1週間に1回の砂の入れ替えが必要になってきた。悪臭はないので淡水プランクトン(シネドラ)ではないかと思う。秋ぐらいから珪藻類やアオコが異常に発生しているように見え、刺し網にアオコがびっしり付着して、網の手入れや掃除が大変困難になっている。今までこんなことはなかった。	ご指摘いただいたような琵琶湖の現状把握や新たな課題の早期発見などは、琵琶湖の保全および再生を進めるうえで重要であり、計画原案では「3(1) 水質の汚濁の防止および改善に関する事項」の中で、水質監視について「継続的な調査を実施する」としています。
34	2	米原駅西口駅前から県道まで(約600m)を地域の団体が清掃しているが、側溝の底に砂泥やタイヤの粉塵が年間20cmほど溜まっている。これらは雨水とともに直接琵琶湖に流れ込んで琵琶湖の底に堆積していると考えられるが、琵琶湖は「湖沼水質保全特別措置法」等に規定されている環境基準を満たしているのか。	「2(1) 趣旨」にもあるように「琵琶湖の水質については、富栄養化の指標である全窒素や全りんなどは改善傾向がみられるものの、水質汚濁に係る環境基準については一部を除き未達成」です。 これら、琵琶湖における水質汚濁に係る環境基準の達成状況は、環境白書等で毎年公表しています。 (環境白書ホームページ: <a href="http://www.pref.shiga.lg.jp/biwako/koai/hakusyo/index.html">http://www.pref.shiga.lg.jp/biwako/koai/hakusyo/index.html</a> )
35	2	農業用排水の計画的な整備や循環利用は評価するが、農家の個人負担や運営費用が高くなってコメの価格に上乗せされ消費者の反発を受けないか。またコメの価格が高くなり売れない状況にならないか。	県内の多くの農業用排水施設が老朽化し、施設の維持管理費が大きくなっていることから、適切な保全と計画的な更新を行い、トータルコストの低減を図るため、「3(1)② 面源負荷」の中で「農業用排水施設の計画的な整備を行う」としています。計画的な整備については農家の皆様と連携して取組を進めていきます。
36	2	琵琶湖の湖底を清掃してもらったところ、大量の電化製品やオートバイ、タイヤ等が沈んでいた(朝妻港の清掃時に4トン車3台程度)。隣接の天の川の河口付近の湖底には、推測だが大量の農業用のビニール、タイヤやテレビなどごみが沈んでいると考えられるが、浚渫により改善をお願いしたい。なお、覆砂はごみを湖底に埋めることとなり、将来的には水質悪化となることが考えられる。	不法投棄等に起因する水質汚濁を防止するためには、まずは、廃棄物の適正な処理を進めることが必要であるとされています。このため、「3(1)④ その他の対策」において、廃棄物処理施設の整備やその支援などについて記述し、対策を進めることとしています。 既に投棄されているごみの撤去については、関係機関がそれぞれの状況に応じて検討する必要があると考えています。 なお、漁港における水中清掃については、民間の協力もいただきながら回収を行っているところです。

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
37	2	<p>天の川兩岸の川尻(保全区域)に釣りシーズンになるとヤナ業の最中でも50~100人の釣り人が来る。釣り禁止の看板を設置しても効果はない。ルールやマナーを守るよう指導が必要。</p> <p>また、釣り人が使用するおもりやガン玉は重金属で有害物質である鉛でできており、釣り人が廃棄していく量は相当なもの。製造メーカーに対し、鉛を使用しないおもりの製造を琵琶湖の将来のために申し入れてほしい。</p>	<p>ヤナ漁に係る釣り遊漁規制は漁業関係法令等で対応すべきと考えます。</p> <p>釣りで使用するおもりについては、「琵琶湖レジャー利用適正化基本計画」に基づき、鉛を使わないおもり使用の啓発に努めることとしており、引き続き啓発に努めていきます。</p>
(2) 水源のかん養に関する事項			
① 水源林の適正な保全および管理			
38	2	<p>3(2)①に「森林施業の集約化や災害復旧事業を行う観点から林地境界明確化を推進するなど」とあるが、以下のとおり修正すべき。</p> <p>「森林施業の集約化や災害等が発生した場合でも早急に境界が復元できるよう林地境界明確化を推進するなど」</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「森林施業の集約化や早急に災害復旧事業等を行う観点から林地境界明確化を推進するなど」</p>
④ 農地対策			
39	3	<p>今日まで琵琶湖を汚し続けている農地対策についての整備と施策等の維持管理の計画であり、琵琶湖保全再生の施策とは考えられない。</p>	<p>計画原案にあるように、「農地の面的確保や保全・整備、農業用排水施設やため池の適切な維持管理や更新を推進する」ことで、琵琶湖の水源かん養に資するものと考えています。</p> <p>また、国の基本方針においても農地における貯留機能の向上等を図るよう努めるものとしてとされているところです。</p> <p>なお、農業排水については「3(1)② 面源負荷対策」で琵琶湖へ流入する汚濁負荷の削減を図ることとしています。</p>
⑤ その他の対策			
40	3	<p>「強雨時における土砂や流木の下流への流出を防ぎ、山腹崩壊の防止につながる砂防事業を推進する。」とあるが、以下のとおり修正すべき。</p> <p>「土砂崩壊等に伴う土砂や流木の下流への流出や、山腹崩壊を防ぐため治山・砂防事業を推進する。」</p>	<p>「3(2)① 水源林の適正な保存および管理」に「水源かん養をはじめとする多面的機能を持続的に発揮させることが重要であることから、災害に強い森林づくりのための治山事業を推進する」と記述しています。本項は「3(2) 水源のかん養に関する事項」の「⑤ その他の対策」として、砂防事業の推進について記述したものであり、原文のとおりとします。</p>
41	その他	<p>琵琶湖総合開発により整備された砂防堤等の老朽化により土砂の流出や堆積が起こっており、施設の改修が必要。</p>	<p>「3(2)⑤ その他の対策」において、砂防事業を推進することとしており、砂防施設の維持管理についても努めていきます。</p>
その他			
42	2,3	<p>「3(2)①~③」に琵琶湖の水源と多面的機能を持続的に発展させること等が書かれているが、琵琶湖の水質や生物の多様性回復にどの程度関与しているのか、そのための対策はどうか、を書くべきであって、このままならマザーレイク21計画と同じことを記しているようなものである。</p>	<p>本計画とマザーレイク21計画は目指すべき方向は同じであり、マザーレイク21計画の理念や方向性を本計画と共有しつつ、法定計画として具体的な施策をしっかりと盛り込み、対策をさらに進めていきたいと考えています。</p>
43	2	<p>従来から努力を傾注してきた「水質の汚濁の防止および改善のための事項」の強化以上に、「水源の涵養に関する事項」および「生態系の保全及び再生に関する事項」を優先して位置づけ、強化すべき。とりわけ、水源域から琵琶湖に至る生態系の中で最も面積が広くかつ湖の生態系を健全に維持する上で重要な物質循環を担う森林生態系の健全性を確保するために、従来からの治山および林業振興施策の枠を超えた施策の計画と実施が必要。</p>	<p>森林生態系の健全性の確保は重要と考えており、琵琶湖を「守る」取組の中に「水源林の保全」や「生態系、生物多様性保全」を重点事項として位置づけているところです。</p> <p>また、計画原案にも「水源かん養に関する事項」や「生態系の保全および再生に関する事項」をしっかりと書き込んで、森林生態系の保全に向けた対策や生物多様性の保全・保護などの施策を推進していきます。</p>
44	2	<p>近年大雨で河川の氾濫が目立つ。森林の保水力を保つ対策や落葉樹の植林をお願いします。</p>	<p>計画原案に「水源林の適正な保全および管理」や「治山事業や森林整備事業等を推進する」ことを記述しています。これらの事業により、森林の保水力を保つ対策や落葉樹の植栽を実施しており、水源かん養機能をはじめとする多面的機能を持続的に発揮できるよう取り組んでいきます。</p>
45	2ほか	<p>「水源かん養」は「水源涵養」と記述すべき。ただし、「水源かん養保安林」を除く。</p>	<p>「水源かん養」の表記は、「琵琶湖森林づくり条例」の記述に合わせていますので、原文のとおりとします。</p>

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
46	2	森林の課題について、造林公社の植林地の伐採が始まっているが、伐採後はどのような状態にしようとしているのか。造林公社が行う伐採については、明確な計画があるので、森林保全の課題として今後の対応を明記すべきである。	造林公社林の伐採については、公社の「第2期中期経営改善計画」により、水源かん養や県土の保全をはじめとした公益的機能が持続的発揮されるよう十分に配慮して進められています。 なお、計画原案には、造林公社の森林に限らず琵琶湖の重要な水源である森林全体について、「森林の保全および管理を推進する」ことを記述しています。
(3)生態系の保全および再生に関する事項			
①湖辺の自然環境の保全および再生			
ア ヨシ群落の保全および再生			
47	3	「…保全するとともに、水位変動に対応したヨシ群落の造成・再生を積極的に推進する」に修正してほしい。	ヨシ群落は、湖国らしい個性豊かな郷土の原風景であるとともに水鳥や魚の大切な生息場所、湖岸の浸食の防止や湖辺の水質保全にも役立つなど多様な機能を有しており、水位変動への対応も含め多様な観点によりその造成・再生に取り組んでいることから、原文のとおりとします。 なお、ヨシ群落をはじめとした湖辺の植生や水位、水温など様々な観点から在来魚の増殖環境のあり方を検討する必要があることから、「3(5)②イ 在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方を検討」について、以下のとおり修正します。 「ホンモロコをはじめとするコイ科魚類の卵が正常にふ化し生育できるよう、湖辺の植生や水位、水温など様々な観点から在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方を検討する。」
イ 内湖等の保全および再生			
48	3	「…再生を図るため、改善整備を推進する。…その連続性を回復させる改善整備を実行する。」に修正してほしい。	ご意見の「改善整備」は計画原案に記述している「保全および再生」に含まれており、原文のとおりとします。
49	3	内湖の復元について ・内湖は、琵琶湖の生態系との関わりで重要な役割を果たしていると考えられており、計画において適正な位置づけと評価を行うべきである ・湖岸堤が琵琶湖との連続性を妨げているのであり、内湖の復元については湖岸堤のあり方との関連で計画を検討すること。当面、現在は湛水水田にすぎない早崎内湖復元にあたって湖岸堤のあり方を検討すること。	内湖については、「3(3)①イ 内湖等の保全および再生」にその重要性を記述しているところです。 また、早崎内湖の保全および再生については、琵琶湖との連続性を確保しつつ、生態系等、総合的な観点から検討し、施策を進めていきます。
ウ 砂浜、湖岸、湖岸の緑地の保全および再生			
50	3	「河川からの土砂供給」については、何をどのように検討しようとしているのか。土砂供給については、河床や琵琶湖の湖底環境の改善という視点からも取り組まれるべきである。	「3(3)⑥ 陸水域における生物生息環境の連続性の確保」において、河床や琵琶湖の湖底環境の改善という視点も含んで記述しています。
51	3	琵琶湖の水質や、生物多様性の回復につながったものとするため、「…地域の特性に応じた砂浜、湖岸の保全および再生につながる都市公園・自然公園団地の植生を適正に改善整備し、維持管理を推進する」に修正してほしい。 二つ目の「…」について、「また、浜欠け等の防止対策として、琵琶湖の水位を適正な水準に維持するよう働きかける。」などを追加してほしい。	1点目のご意見について、この箇所は、「湖岸の保全および再生」の推進と、「都市公園等の植生の適切な維持管理」の推進について記述していることから、原文のとおりとします。なお、ご指摘の箇所の前に「多くの生物の生息・生育空間としても重要であることから」と、ご意見の趣旨についても記述しているところです。 2点目のご意見の浜がけについては、計画原案において、「砂浜の保全・再生を推進」とともに、「河川からの土砂供給や琵琶湖における漂砂の動きについて、流域全体での対策を検討する」と記述しており、これらの施策の推進により対応していきます。
52	3	「湖辺域を形成する砂浜、湖岸、河川、河川道路、都市公園や自然公園団地など湖岸の緑地は、親水やレクリエーションの場としてだけでなく、多くの生物の生息・生育空間としても重要であることから、歴史的・文化的環境にも配慮して地域の特性に応じた砂浜、湖岸、河川の保全および再生や、都市公園・自然公園団地の植生の適切な維持管理を推進する。」に変更し、琵琶湖に流れ、また、琵琶湖から流れ出す河川の保全および再生を実施してもらいたい。	ご意見の箇所は、「3(3)① 湖辺の自然環境の保全および再生」における「ウ 砂浜、湖岸、湖岸の緑地の保全および再生」の項目であり、湖辺の施策について記述していることから、原文のとおりとします。 なお、河川については、「3(1)③ 流入河川・底質改善対策」や「3(3)⑥ 陸水域における生物生息環境の連続性の確保」においても施策を位置づけているところです。

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
<b>②外来動植物による被害防止</b>			
<b>ア 外来動植物全般の対策</b>			
53	3,4	すべての「・」は当たり前のことであり、あえて書く必要はないか。「4 調査研究に関する事項」の所で記せばよいのではないか。	ご意見の箇所については、「3(3) 生態系の保全および再生」に関する事項のうち「外来動植物全般の対策」で必要な施策を記述したものであり、原文のとおりとします。
54	4	外来の動植物を駆除しているが、販売飼育が規制されていないものがある。インターネット販売などによりすべての把握は無理だと思うが、県内の販売店で県への報告や登録を義務付け、不適正な販売飼育者は摘発する方針を出せないか。	外来動植物について、自然環境に大きな影響を与えるなど問題を引き起こすものは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により国が「特定外来生物」に指定し、飼養・栽培・保管・運搬、譲渡(販売を含む)、輸入などが原則として禁止されています。 また、「特定外来生物」に指定されていない種についても、農林水産業や生態系に被害を及ぼす場合などは、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」により県が「指定外来種」に指定し、販売業者に対して販売時に適切な飼養を求めるとともに、飼養者に県への届出を義務付けています。
55	4	外来の動植物について国が観賞用として輸入許可をしているため、飼育できなくなれば川に捨てられる。輸入できないように国に申し出ることが必要。	なお、計画本文に「被害を及ぼす外来動植物をあらかじめ把握しておくことが重要であることから、侵略的外来動植物に関するリストの整備を推進する」ことを記述しています。
<b>イ 外来動物対策</b>			
56	4	二つ目の「・」について、以下のとおり提案する。 水を調べるだけで生息する魚の種類・量を把握できる「環境DNA技術」を用いれば外来種の生息状況の把握、さらに琵琶湖固有種の把握も可能となり、水産資源の保全へ寄与する。	外来生物対策においても、新たな技術の活用は重要であると考えていますが、ご提案については、その活用に向けて、調査研究が必要であると考えています。
57	4	琵琶湖における生態系と水質の維持については、ブラックバス等の外来種で琵琶湖固有の魚等が減少しているとのことです。しかしながら、具体的な把握ができていないのが現状であると思います。DNA等で新たな把握ができる仕組みを開発し、効率的な対策が行えるようにする。 また、水質についても、現在停止している水質監視を復活させ、水質データと生態系の影響等についてより具体的な把握をし、対策が行えるようにする。(琵琶湖モデルとして事業化できるようにする。)	外来生物対策においても、新たな技術の活用は重要であると考えていますが、ご提案については、その活用に向けて、調査研究が必要であると考えています。 また、琵琶湖に設置している既存の水質自動測定局は、安全面等の判断から撤去に向けた検討を行っています。
58	4	新聞に、「企業が外来魚駆除釣り大会を実施し、参加者約250人がブルーギルやブラックバスなど計567匹、約17キロを釣り上げた」という記事が掲載されていた。一見多いように見えるが、一人当たり約70g釣り上げた計算になる。掲載日から推測すると8月か9月のイベント。魚の活動が高い時期で、247人が約1時間かけて餌釣りして1人当たり豆アジ1匹相当の外来魚しか釣れないということになる。サビキ釣りでオキアミで海で1時間釣りをしたら豆アジが2~3桁釣れるだろう。この大会は餌釣り、ルアー釣りだともっと効率は悪くなるだろう。 この事実から、釣り人による駆除の効果はほとんど期待できないと思う。リリース禁止は妥当なのか。であれば、リリース禁止ではなく、釣り人に滋賀県内で消費してもらうことを考えていく方が良いのではないか。「遊漁料」「環境税」なんらかの名目で一定の費用を負担してもらうのも良いのではないか。 別の大会の記事もあったが、約400人が3時間でブルーギル374匹、ブラックバス1匹計12キロの内容、1人1時間で10gであった。	「外来魚釣り上げ名人事業」や企業等に実施いただいている外来魚釣り大会による今年度の外来魚釣り上げ重量は4トンを超えており、また、外来魚回収ボックス等による今年度の外来魚回収量も約18トンと、釣り人による外来魚駆除については一定の効果があると考えています。 ご指摘の外来魚駆除釣り大会については、県が釣り竿を無償で貸し出すなどの支援を行い、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」に基づく、外来魚のリリース(再放流)禁止の普及啓発の一環として行っているものですが、計画原案で「再放流禁止のための取組を実施する」と記述しているとおり、今後も普及啓発をはじめとした再放流禁止のための取組を行ってまいります。
59	4	水草は本当に大量繁茂しているのか。平成25年を境に外来魚のオオクチバスやブルーギルの生息量が増加に転じているのは本当か。仮に生息量が増加に転じているのであれば、それは単に水草除去を優先させたからではないのか。様々な現象を記述するのであれば、グラフや表、評価方法が統一された科学的根拠を明示するべきではないか。	ご指摘の科学的根拠については、本計画に基づく施策の状況等を審議いただく県環境審議会などの場において示していきたいと考えています。



番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
<b>ウ 外来植物対策</b>			
60	4	外来の水草については人手で刈り取らなければならないのが現状であるため、予算を増やして機械を導入し、早く刈り除いてほしい。	オオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物については、平成26年度から建設機械等を活用した駆除を導入しています。平成28年度は予算を増額し、機械駆除と人力駆除を併用して取り残しのない駆除を行い、駆除済み区域の丁寧な巡回・監視によって、再生を防ぐことを徹底しています。平成29年度予算案においても予算を拡充しているところであり、今後とも防除を推進していきます。
<b>③カワウによる被害防止等</b>			
61	4	カワウ対策を各漁協で実施しているが、防除方法等がバラバラであり一時的な追い払いの様である。研究機関と一緒に個体数を大幅に削減する対策を要望する。	計画原案に「カワウの捕獲等による個体数の管理を行う」ことを記述しています。個体数の管理に当たっては、研究機関等と連携のうえ、実施しています。
62	4	今年度、天の川のカワウ約150羽がヤナの上流約300mにコロニーを設けてアユを捕食していた。カワウは1日500gほど食べると聞いており、ロケット花火で追い払い対策をしているが効果はなく、個体数を減らすこと以外に対策は考えられない。県の猟友会に協力を依頼し、県一斉同時に駆除することが最も有効と思うがいかがか。	計画原案に「カワウの捕獲等による個体数の管理を行う」ことや「総合的な管理体制を整備して、新たなコロニー・ねぐらの早期発見・対策を行うための監視を行い、生息数を削減できるよう広域的に連携し、対策を推進する」ことを記述しています。 なお、県下一斉同時駆除のご提案をいただきましたが、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、住居近辺など駆除が実施できない地域もあるため、法令を順守しながら、竹生島を含む琵琶湖沿岸部や内陸部のため池等を中心に、効率的、効果的な捕獲を今後進めていきます。
<b>④水草の除去等</b>			
<b>ア 水草の除去等</b>			
63	4	南湖の水草(外来種含む)は年々増えており、漁船のプロペラに絡まる。南郷洗堰の放流を上部放流から下部放流できる仕組みで絶えず一定放流して川の流れを作してほしい。外来の水草については対策が後手に回っているのと部分的な対策のため、刈取対策では逆に繁殖するので、場所・場所で完全撤去の対策をお願いする。	水草対策としては、根こそぎ除去や水草刈取船による表層刈取り等の対策を推進することが重要と考えており、「3(3)④ア 水草の除去等」においてその旨を記述し、船舶の航行の安全確保等を図ることとしています。 外来植物対策としては、「3(3)②ウ 外来植物対策」において、「取り残しのない駆除を実施するとともに、駆除済み区域の徹底的な巡回・監視により再生を防止する」こととしており、これらの施策により、防除を推進していきます。
64	4	「水草の有効利用」について、現状の有効利用率はどの程度か。	琵琶湖において根こそぎ除去および水草刈取船により刈り取った水草は、有効利用が困難なオオバナミズキンバイ等特定外来水生植物を除いて、ほぼ全量有効利用しています。
65	4	「抜本的な課題解決に必要な調査研究」について、水草問題の抜本的な解決のために、どのような調査計画が検討されているのか。	水草問題の抜本的な課題解決のための調査研究については、平成29年度に本県に分室が設置される国立環境研究所との共同研究等を通じて検討していきたいと考えています。
66	4	三つ目の「・」は、「4 調査研究に関する事項」の所で記せばよいのではないか。	水草の除去等を行うに当たっては、水草の除去方法や有効利用等の検討、抜本的な課題解決のために必要な調査研究が特に重要と認識しているため、原文の位置としています。
67	4	水草の大量繁殖により現在の南湖は魚の姿が見られない。このままだと漁師として生活ができず廃業に追い込まれる。湖底はヘドロ化し、貝やシジミも採れない。南湖の西側は水草除去をされているが、東側はされていない。60～65日で予算がなくなり、部分的なところしか除去してもらえない。最低100～150日分の予算を確保し、除去を南湖一帯で行い早く魚が生息できる琵琶湖にしてほしい。夏場は水が濁ってアオコや水草などが湖面に広がり、船を出すことすら考えなければならない状況である。	南湖における水草の大量繁殖は重要な課題と考えており、「3(3)④ア 水草の除去等」に記述しているとおり、「琵琶湖において水草の根こそぎ除去および水草刈取船による表層刈取り等の対策を行う」とともに、実施に当たっては関係者間で検討を進めながら計画的に推進していきます。
68	4	水草対策について ・異常に繁茂した水草の刈取りは対症療法的対策として重要であるが、刈取り時期や刈取り方法の効率化に向けて新たな技術開発を含めて調査研究を行うこと。 ・特に、オオバナミズキンバイについては、春先の刈取りが効果的であるが、一般に4月早々での県における刈取り作業委託の発注が、予算執行上実施しにくいことから対応が遅れ、除去の適期をのがしており、年度当初のスムーズな発注ができるよう改善すること。	計画原案に「水草の効率的な刈取り除去や有効利用を推進するため、対策手法の検討や技術開発に係る支援を行うとともに、抜本的な課題解決のために必要な調査研究を実施する」と記述しています。 ご指摘のとおりオオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物については、成長が本格化する初夏以前から駆除事業を開始することが有効であることから、平成28年度は、4月初旬から駆除作業を開始しています。

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
69	4	湖沼管理、流域森林管理から発生する刈り取った水草、間伐材などを循環させ、持続可能な資源管理の仕組みを構築することが必要。刈り取った水草は堆肥化され利用されているが、良質な肥料ではないので十分な利用を見込むことはできない。堆肥だけでなく、炭化して燃料として利用することなどを含め刈り取った水草の循環を構築し、間伐材なども、建材、木工品、燃料利用などの用途を開発し、その循環を構築することが必要。	計画原案に「水草の有効利用を推進するための技術開発支援や抜本的な解決のために必要な調査研究の実施」や「森林資源の循環利用につながる林業の成長産業化の推進」と記述していますが、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「除去した水草は堆肥化して住民等に配布するほか、ビジネスモデル等の仕組みづくりへの支援などにより、有効利用を推進する。」
イ 湖岸漂着ごみ等の処理			
70	4	「河川に投棄されたごみや台風や豪雨等による出水により琵琶湖に流れ込み、湖岸に大量に押し寄せる漂着ごみ等については、発生の状況等を把握するとともに処理対策等を実施する。」に変更し、河川に投棄されたごみについても対策を実施してもらいたい。	ご意見の内容については、「出水により琵琶湖に流れ込み、湖岸に大量に押し寄せる漂着ごみ等」に含まれており、原文のとおりとします。
ウ 湖底の耕うん、砂地の造成等			
71	1	「2(1) 趣旨」の中で「全窒素や全りんへの改善」とあるが、南湖底泥を採取して検査した結果、多くの窒素リン酸カリが多く含まれている。ヘド口除去が必要と考えられるので対策を「3(3) 生態系の保全および再生に関する事項」に明記すべき。	ご意見については、「3(3)④ウ 湖底の耕うん、砂地の造成等」や「3(1)③ 流入河川・底質改善対策」において、必要な対策を位置づけているところです。
72	4	この項目に関連して、水草が根腐れして大量に琵琶湖から下流に流れてくるが、除去すること、また後処理で焼却や堆肥化以外の施策が不明である。	水草の大量繁茂は重要な課題と考えており、計画原案に記述しているとおり、「水草の根こそぎ除去および水草刈取船による表層刈取り等の対策を推進する」ほか、「抜本的な課題解決のために必要な調査研究を実施する」としてしています。 また、水草の有効利用を推進するため、技術開発に係る支援を行っていきます。
73	4	以下を追加してほしい。 「琵琶湖北湖においても、水草の異常繁茂や濁水の流入等により泥化が進行しており、沖曳網漁場やシジミ漁場が喪失しつつある。水草の除去や底質改善のための事業を推進する。」	琵琶湖北湖においても水草の刈取りを行っていますが、水草や底質の問題は南湖において顕著であることから、原文のとおりとします。
⑤生物多様性の保全・保護の推進			
74	5	この項目の内容は調査であって、本来なら「3(3)① 湖辺の自然環境の保全および再生」の前文として、事業を実施するにあたり常に検証することとして記すべきと思う。単なる調査だけなら「4 調査研究に関する事項」に記すべき。	ご指摘の記述は、生態系の保全および再生に向けた具体的な取組の一つとして、生物多様性の調査を行い、その結果を活用していくことを表現したものであるため、独立して項目立てしています。
⑥陸水域における生物生息環境の連続性の確保			
75	5	琵琶湖に砂が流れ込まないため、シジミ、魚の産卵等に悪影響が出ている。これはダムの影響ではないか。ダム対策を考慮してほしい。その際、河川の魚対策として、各ダムや堰には必ず魚道を設ける対策を盛り込んでほしい。併せて、琵琶湖湖底の浚渫工事も必要と思われる。また、淀川水系からの遡上問題として、天ヶ瀬ダムに魚道の設置を進めてほしい。	ご意見のとおり、森林から琵琶湖までの土砂移動が魚類の産卵環境等の形成に大きく関係することから、「3(3)⑥ 陸水域における生物生息環境の連続性の確保」において、「土砂の発生からその有効活用等までの総合的な視点により、河川における魚類の生息環境の保全手法を検討することとしています。 また、魚類等が琵琶湖と河川を行き交い、河川において容易に遡上・降下できる環境が必要であると考えており、このことについても、「3(3)⑥ 陸水域における生物生息環境の連続性の確保」に位置づけています。 なお、天ヶ瀬ダムにおける魚道の設置については、国とも情報の共有を図っていきます。
76	5	琵琶湖も学術的には陸水域で、内湖等にもつながるものでもあり、この内容は「3(3)イ 内湖等の保全および再生」に含まれるものと思われ、そこにあわせて記しても良いと思う。	本項目は、特に河川における生物生息環境の連続性について記述しており、内湖とは別立てで整理しています。
(4) 景観の整備および保全に関する事項			
①琵琶湖を中心とした景観の整備および保全			
77	4	もう少し具体的な表現をしてほしい。湖岸整備に伴う湖底の見直しや、昔の景観を観光地として残すことについて取り組んでほしい。	ご意見については、「3(4) 景観の整備および保全に関する事項」や「3(5)③ 観光、交通その他の産業に関する事項」において、対策を記述しています。 なお、計画に基づく具体的な施策については、「事業一覧」を作成し、計画の参考資料とする予定です。

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
(5) 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項			
78	5	「3(5) 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項」は同列にして計画されるものではない。農林水産業は別枠にし、観光、交通その他の産業の振興は「3(4) 景観の整備および保全に関する事項」と同列にするか、別枠にすべきと思う。	法律第3条において、計画で「農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項」について定めることとされており、原文のとおりとします。
①環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興			
ア 環境に配慮した農業の普及			
79	4	「魚のゆりかご水田」 昔は魚が水田に上がってきたが今では段差がひどく上がれないので段差を解消してほしい。	昔のように魚が水田に遡上することができるよう、地域の共同活動により排水路に魚道を設ける「魚のゆりかご水田」プロジェクトを推進しています。
80	5	「農地や農業用排水施設の保全の推進、・・・など、琵琶湖や周辺環境への負荷削減を図る取組を推進する。」とあるのを、「農地や農業用排水施設、琵琶湖での特異の干拓地の保全の推進、・・・」に修正すべき。 (理由) 琵琶湖周辺にある琵琶湖ならではの「内湖の干拓地」は単に農地ということで包括されるものではない。内湖の干拓地にある当土地改良区では直接琵琶湖に排水するのではなく、一旦水質浄化池に貯留して琵琶湖に排出する取組を行っており、水質浄化に寄与している。平成28年12月県議会では、「干拓地」に対する見解を知事は「農業の生産現場だけではなく水源かん養や貯留機能、多様な生き物の生息地確保、美しい琵琶湖と農村の景観形成など多面的機能の発揮により琵琶湖保全にも寄与している重要な地域である」と答弁されている。よって、「など」という中に含むのではなく、上記のとおり修正すべき。	
81	5	「農地や農業用排水施設の保全の推進、・・・など、琵琶湖や周辺環境への負荷削減を図る取組を推進する。」とあるが、歴史ある干拓がこの中に明記されていないため、この中に「干拓」という文言を明記すべき。 (理由) 干拓事業は国策として戦前・戦後の食糧増産のため実施され、琵琶湖の内湖15か所で実施。干拓の課題として ・土壌は腐食土のため地力がない。 ・国や県の支援により幹線排水路や排水機整備を行ったが、土地基盤が不十分のため内水排除ポンプの維持管理が課題。 ・上流からの宅地排水や水田排水が干拓地の承水溝に流入し、土砂等の除去が必要。 このような課題に対応しながら干拓地を適正に維持管理し、多様な生き物の生息地の確保や美しい琵琶湖を守る必要があるため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「農地や農業用排水施設、干拓施設の保全の推進、農業排水の循環利用の推進・・・」
82	5	「農地や農業用排水施設の保全の推進、・・・など、琵琶湖や周辺環境への負荷削減を図る取組を推進する。」とあるのを、「農地や農業用排水施設、琵琶湖固有の干拓地の保全の推進、・・・」に修正すべき。 (理由) ・干拓地は琵琶湖と共生する環境こだわり農業などを営む優良な西日本のモデル農業生産の場である。 ・干拓地内の土地改良施設は環境や安全など多面的機能があり体験学習や施設見学等を実施している。 ・干拓地内には防災拠点としての公共施設等を有する。 ・平成28年12月県議会で、知事は「干拓地は琵琶湖の保全に寄与している」と答弁されている。	

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
83	5	<p>「農地や農業用排水施設の保全の推進、…」など、琵琶湖や周辺環境への負荷削減を図る取組を推進する。」とあるのを、「農地や農業用排水施設、干拓地の保全の推進、…」とすべき。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な農地や農業用排水施設だけでなく「干拓地」には特有の琵琶湖への保全に寄与している部分が多くある。農地だけでなく宅地や商業施設、県道・市道等公共施設が干拓地内にあり、その排水を機械的に琵琶湖へと放流している。また、放流前には排水路から流れてきたゴミ等を取り除いて放流することにより琵琶湖への負荷軽減につながっている。</li> <li>干拓地周辺を取り巻く承水溝は干拓地を守るだけでなく、干拓地より上流の排水を承水溝がすべて受け琵琶湖へと注いでいる。承水溝は河口付近では幅約20m、上流で11mと近隣の一般河川の規模を有し、干拓土地改良区が管理している。</li> <li>平成28年12月県議会で、知事は「干拓地は琵琶湖の保全にも寄与している重要な地域である」と答弁されている。</li> </ul>	番号80～82と同じ
84	5	<p>「農地や農業用排水施設の保全の推進、…」など、琵琶湖や周辺環境への負荷削減を図る取組を推進する。」とあるのを、「農地や農業用排水施設、琵琶湖固有の干拓地の保全の推進、…」とすべき。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>琵琶湖周辺の干拓地は、県内有数の営農の場であるが、琵琶湖水位より低位なため、琵琶湖と連動した管理を必要とする特有な農地である。</li> <li>平成28年12月県議会で、知事は「干拓地は琵琶湖の保全にも寄与している重要な地域である」と答弁されている。</li> <li>よって、農地を一括りにするのではなく、干拓地についても明記すべき。</li> </ul>	
85	5	<p>琵琶湖保全再生法に係り実施計画に盛り込んでいただきたい項目</p> <p>大雨により松原干拓内の土砂や残留農薬を多量に含むたまり水を琵琶湖に流出させない設備、施設の充実</p>	<p>干拓地内の施設の保全については重要であると考えますので、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「農地や農業用排水施設、干拓施設の保全の推進、農業排水の循環利用の推進…」</p>
86	5	<p>三つ目の「・」について、「…農業排水の循環利用の推進」は、水を大切に利用する先人たちの考えに立ったものであり、もっと積極的に拡大して推進する旨記すべきと思う。それを記すことで四つ目の「・」につながるものとする。</p>	<p>計画原案にあるように、「農業排水の循環利用の推進」などを通じて、世界農業遺産の認定に向けた取組を推進していきます。</p> <p>ご意見の趣旨は反映されているため、原文のとおりとします。</p>
イ 山村の再生と林業の成長産業化			
87	5	<p>「3(2)①～③」と同じで琵琶湖保全再生施策に関する計画につながっているものと思えない。マザーレイク21計画と同じである。</p>	<p>本計画とマザーレイク21計画は目指すべき方向は同じであり、マザーレイク21計画の理念や方向性を本計画と共有しつつ、法定計画として具体的な施策をしっかりと盛り込み、対策をさらに進めていきたいと考えています。</p>
ウ 琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興			
88	5	<p>「水環境ビジネス」について、ソフト面では「びわこモデル」に示されるように世界的にも誇れるものがありますが、ハード面に関しては国内的にも国際的にも競争力で遅れをとっているように思う。持続可能な経済発展(グリーン成長)を長期に渡って推進していくためにも、環境産業を担う企業の育成と発展振興も考慮してほしい。</p>	<p>県では、重点的に取り組むイノベーションの一つに「水・エネルギー・環境」イノベーションを掲げ、中小企業等が取り組む新製品や新技術等の研究開発や事業化等に対して支援を行っています。今後とも琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興に向け、関係者との連携のもと、これらの取組を一層促進していく必要があると考えています。</p>
89	5	<p>瀬田川の東側は夏場は100mおきにコイやフナの死骸が浮き、水も臭い。この原因は琵琶湖周辺にマンションや住宅が急増し、温水や二酸化炭素を大量に排出したため。この状況を改善するためには、食洗乾燥システム(温水・二酸化炭素排出ゼロ)が非常に有効と考えるため、当システムの普及が必要。びわ湖環境ビジネスメッセにも出展し、改良も重ねている。</p>	<p>県では、びわ湖環境ビジネスメッセのほか、産学官民連携のプラットフォームである「しが水環境ビジネス推進フォーラム」を設け、水環境ビジネスの販路開拓支援なども行っていますので、こちらにもぜひご参加いただければと考えています。</p>

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
90	5	県内には様々な研究機関と大学があり、また協力連携する団体やグループが多数あるが、団体・グループ間の連携含め十分とは言えないと思う。国立環境研究所分室(仮称)の設立を機に、県内研究機関や大学等との連携組織の整備と強化を図り、研究成果の活用や企業との連携協力をさらにスムーズにし、滋賀初の新たな自然環境関連ビジネスや技術・システムが誕生できればと思う。	ご指摘の企業や研究機関、大学の方々との協働・連携については、「水環境ビジネスをはじめとする琵琶湖の保全および再生に資する環境関連産業の振興」や、「国立環境研究所の一部移転を契機とした産学官の連携強化による研究発展と研究成果の実用化」について記述しており、県としても一緒に進めていきたいと考えています。
91	6	琵琶湖を中心とする生態系の再生のために、企業がその本来の業務を通じて貢献できる場が多々あるにもかかわらず、現在では十分に活かされていない。水草・木材の循環や環境モニタリングの分野では企業が貢献できる事項が多く、行政と企業との積極的な協働の推進が必要。	
②水産資源の適切な保存および管理			
ア 漁場の再生および保全			
92	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体として、「やるぞ」という熱意が記されていない。</li> <li>ヨシ帯造成が記されていない。水産学上、少なくとも温水性魚類の繁殖のためには、「30m以上奥行きのある水につかったヨシ帯」が必要であることは明らかである。そのための造成整備を進めることを記すべきではないか。</li> <li>一つ目の「・」について、「…砂地の造成を拡大整備するとともに、資源の早期回復を図るため、ニゴロブナやホンモロコ、セタジミ等の放流…」に修正してほしい。また、「…駆除等を強力に実施する」に修正してほしい。</li> <li>三つ目の「・」の「漁港や増殖施設の修繕・長寿命化」について、この計画で記す内容ではない。他府県でも同じことであり、記すならば、「漁港や増殖施設を一体化した整備改善」とすれば、水産庁の方針と合致するのではないか。</li> </ul>	<p>1点目のご意見については、法律を踏まえ関係機関が連携し、より一層強力で漁場の再生および保全施策を進めていきます。</p> <p>2点目のヨシ帯造成については、「3(3)①ア ヨシ群落の保全および再生」に記述しています。ヨシ群落は湖国らしい個性豊かな郷土の原風景であるとともに、水鳥や魚の大切な生息場所であり、湖岸の浸食の防止や、湖辺の水質保全にも役立つなど、多様な機能を有していることから、多様な観点によりその造成・再生に取り組んでおり、原文のとおりとします。</p> <p>3点目については、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「…砂地の造成、ニゴロブナやホンモロコ、セタジミ等の放流および外来魚の集中駆除等を実施する。」</p> <p>また、外来魚の駆除については、「3(3)②イ 外来動物対策」において「徹底的な防除」と記述しています。</p> <p>4点目については、漁港および増殖施設は琵琶湖の保全再生に資するものであることから、原文のとおりとします。</p>
93	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>琵琶湖南湖で水草除去による漁場改善や砂地造成などにより漁場を再生するとともに、北湖も漁場として再生・保全が必要。</li> <li>漁網に付いて目詰まりを起こす藻類や琵琶湖の生産力低下といった問題への対応も必要。</li> <li>南湖の東岸域、とりわけ赤野井、山田は年々水深が浅くなっているように感じるので、漁場改善のための水草や底泥の除去が必要。</li> </ul>	<p>1点目の漁場の再生については、北湖においてもヨシ帯造成などに取り組んでいるところですが、南湖の課題が大きいので、原案のような表現としています。</p> <p>2点目の漁網の問題については、「4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項」に記述しているとおり、調査研究を実施し、問題解決に向けて取り組みたいと考えています。</p> <p>3点目については、「3(3)④ウ 湖底の耕うん、砂地の造成等」に記述しているとおり、水草除去等を推進します。</p>
イ 在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方の検討			
94	6	これは調査であり、「4 調査研究に関する事項」に記述すべきだが、このようなことはあたり前のことである。既に過去からの調査研究で明らかのように、内湖内湾、水の連続性を創生した環境を拡大整備していくことを記すべきと考える(内湖内湾の水産としての増殖場整備を含む)。	ホンモロコの産卵生態はこれまでから調べられていますが、明らかになっていない点もあり、今後も研究を進め、それらの成果とともに、いただいたご意見も参考に施策に反映していきます。
ウ 水産動物の種苗法流			
95	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>一つ目の「・」について、「琵琶湖を水産資源の宝庫として再生するための環境改善と同時に、生物の多様性を回復させるためには、琵琶湖在来の水産資源や生物を積極的に種苗放流し、すみやかな再生を図ることが重要である。そのためには、ニゴロブナ…やワタカ・ゲンゴロウブナなどの放流を拡大強化する」に修正してほしい。</li> <li>二つ目の「・」について、「…種苗生産拠点の機能の拡充や整備を推進する」に修正していただきたい。</li> </ul>	<p>1点目について、本項目は水産重要種の種苗放流について記述しています。ワタカについては環境保全型魚種として「3(3)④ア 水草の除去等」に記述しており、ゲンゴロウブナについても同項目に含まれるものと考えています。</p> <p>2点目について、「機能の拡充」は対象魚種を増やすなどの質的な向上を、「機能の強化」は生産量の増大という意味で用いており、原文のとおりとします。</p>
96	6	これまでの種苗放流や資源管理の推進により漁獲に回復の兆しがみられるものの本格的な回復には至っておらず、種苗放流の継続は必要。しかし、種苗放流施設・設備も整備後長期間が経過し、修繕や更新などの費用も嵩んでくる。今後の事業継続に当たり必要な資金を確保できる新たな措置が必要となっている。	計画原案に、「増殖事業に取り組む漁業団体への支援の強化」や「種苗生産拠点の機能の拡充や強化の推進」について記述しています。

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
97	6	「琵琶湖を水産資源の宝庫として再生するため、ニゴロブナやホンモロコ、アユ、ビワマス、セタジミなど水産重要種や琵琶湖固有種の放流を推進する。」に変更し、ビワマスを追加してほしい。	ご意見の内容については、「セタジミなど」の「など」に含まれており、原文のとおりとします。
エ 資源管理型漁業の推進			
98	6	「…資源管理型漁業を強化し、資源の速やかな回復再生を促進させる。」と修正してほしい。	「資源管理型漁業」がご指摘の趣旨も含んだ取組であるものと考えますので、原文のとおりとします。
99	6	水草除去や外来魚駆除に注力するのも必要かもしれないが、もっと資源管理型漁業を推進する方が費用対効果が高いのではないかと。「鮎ずし」や鮎ずしに続く(現時点では「ビワマス」か)ブランド魚を開発する方が未来があるように思う。	「資源管理型漁業の推進」については本項目に記述しており、取組を進めることとしています。 加えて、「3(5)②オ 琵琶湖や河川における漁業の持続的発展」に記述しているとおり、「琵琶湖産魚介類の消費拡大や流通促進を進める」こととしており、琵琶湖産魚介類のブランド化を目指した「琵琶湖八珍」等の取組を今後も実施していきます。
100	6	「水産資源の持続的利用のため、ニゴロブナやセタジミ、ホンモロコ、アユ、ビワマスなどの重要水産資源に対する漁業者による資源管理型漁業を推進する。」に変更し、ビワマスを追加してほしい。	「資源管理型漁業の推進」については、水産重要種のうち、現在取り組んでいる魚種について記述していることから、原文のとおりとします。
オ 琵琶湖や河川における漁業の持続的発展			
101	6	一つ目の「・」について、「…流通促進に向けた施設整備、…」に修正すべき。湖魚に関しては、輸出するほど魚は獲れていないので、削除した方が良いのではないかと。 二つ目の「・」について、「…の発展のため、魚介類の往来をスムーズにするための水の流れの連続性を改善し、生産力の拡大を図るとともに、生息環境の整備を推進する。また、河川漁場の…」と追加修正してほしい。 三つ目の「・」について、「…漁場環境の回復と保全を行うとともに、母貝の…」に修正していただきたい(漁場改善と母貝の安定供給は別の事業)。	1点目については、「消費拡大や流通促進」の中に施設整備も含まれると考えており、ご意見の趣旨は反映されていると考えています。また、「輸出促進に向けた施設整備の推進」は琵琶湖産魚介類の付加価値や食品衛生水準の向上に資すると考えられることから、推進していくこととしています。 2点目については、「3(3)⑥ 陸水域における生物生息環境の連続性の確保」に「魚道の整備」や「河川における魚類の生息環境の保全手法の検討」について記述しています。 3点目については、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「…漁場環境の保全を行うとともに、母貝の…」
102	6	「河川漁業の持続的発展のため、河川漁場の魅力発信や釣り教室、密漁禁止・不法投棄・ポイ捨て禁止・迷惑駐車禁止など釣りマナーについての啓発を行い、遊漁者を増加させる取組と併せて住民とのトラブル防止策を実施する。」に変更してほしい。	ご指摘のルールやマナーを守ることについては、「3(5)③イ 琵琶湖の特性を活かした観光振興等」において記述しており、原文のとおりとします。
その他			
103	6	漁場の再生は琵琶湖南部に限らず100%満足した漁場はないと思う。天の川の川尻の湖底の砂は北風に押され湖底の砂地が堆積するため、毎年除去または平坦にしてほしい。	土砂移動が魚類の産卵環境等の形成に大きく関係するため、まずは魚類の生息環境の保全手法を検討する必要があると考えており、「3(3)⑥ 水域における生物生息環境の連続性の確保」において、その旨記述しています。
104	6	天の川ではアユやニゴロブナ、モロコを放流していないが、なぜ放流しないのか。	種苗放流は、琵琶湖全体の資源回復のため効果の高い手法・場所で実施する必要があります。そのため、河川へのニゴロブナやモロコの放流は実施しておらず、アユはアユ産卵用人工河川において集中的に放流しています。
105	6	水産振興のために河川敷地にある養殖池は将来撤去予定のため、これを活用し、ニゴロブナやモロコ、ビワマス等の放流用の種苗づくりに活用してはかがか。	種苗生産については、効率性の高い琵琶湖栽培漁業センターなどの種苗生産拠点や水田等で実施しているところであり、今後も引き続き現有施設等を使用していきます。
106	6	ヨシ帯は陸から見ると一定の評価ができるが漁場としてみるとそうではない。ヨシ帯の中でも漁ができる状態に作り直してほしい。北湖では在来魚が減少している中でも魚が採れているが内訳を教えてください。南湖は何も採れない。南湖の漁師が北湖に行くにも道具が違うので行けない。県レベルで認知してもらっているのかすらわからない。	「3(3)①ア ヨシ群落の保全および再生」において、「ヨシ群落は在来魚の産卵繁殖場や琵琶湖の生物多様性にとって重要」であるとしており、造成に当たっては繁殖場の機能を発揮できるように実施していきたいと考えています。 南湖と北湖の漁獲量の内訳については、地域別の統計がありません。県としても南湖における漁場再生は重要と考えており、漁場改善や種苗放流をはじめとした対策を今後も実施していきます。

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
107	6	第一次産業は国の基幹をなす大切な産業だが、漁業や林業は農業ほど保護され育成されていない。特に漁業は生ものであり、採捕のしすぎや需要がなければ値崩れする。また、台風や大雨により採捕できない場合や、河川の水量が少なくなり河川に遡上しない場合もあり、天候に左右されやすいのが漁業である。需要と供給のバランスが崩れ安定した収入がなくなり、「儲からない。飯が食えなくなる」のが現状です。こうした状況の中、後継者が育たないことは当然のことである。この現実をよく見ていただき、真に漁業者が漁業で生計が成り立つよう、行政の適切なご指導とご支援をお願いしたい。	ご意見のとおり、水産資源の回復とともに、新規漁業就業者の確保・育成、湖魚の消費拡大・流通促進に努め、漁業の持続的発展を進めていきます。
③観光、交通その他の産業に関する事項			
ア エコツーリズムの推進等			
108	6	これまで「滋賀ならではのエコツーリズム」の普及活動に取り組んできた。計画においてエコツーリズムの推進が明文化され、取組が始まることは、私たちに大きな喜びである。今後ともエコツーリズム普及のための事業展開を図っていきたく、取組の現状と今後の展開等について情報提供する。	エコツーリズムについては、県としても新たな取組を関係の方々とともに始めたいと考えており、いただいた情報につきましては、今後の施策に当たっての参考とさせていただきます。
イ 琵琶湖の特性を活かした観光振興等			
109	6	最近ではビワイチが盛んになってきており、関連した整備も重要ではないか。また、琵琶湖には比叡山延暦寺や石山寺がある。このような文化的遺産についても充実した整備をお願いする。	「3(5)③ 観光、交通その他の産業に関する事項」において、エコツーリズムや琵琶湖の特性を活かした観光等を推進することとしています。 ビワイチ関連では、市町とも連携し、サイクルサポートステーションの拡充等を行っています。さらに、日本遺産である比叡山延暦寺や石山寺をビワイチで巡るコースなどもPRしているところです。
ウ 湖上交通の活性化			
110	6	米原市は県内唯一の新幹線停車駅があり、中部・関西・北陸との結節点である。また、米原市の新庁舎が米原駅東口に建設予定で、他の更地にも街並み構想があり賑わいが生まれる。この賑わいと同時に米原駅西口まで琵琶湖から運河を作り、米原駅西口に港を作って、うみのこやミガン、ピアンカを就航させてはどうか(以前にこのような構想があった)。実現すれば湖上交通の利便性を高め、滋賀県や米原市の活性化が図られるとともに災害時の輸送確保も図られる。米原駅までが困難であれば、文化産業交流会館まででも就航させれば、法第18、19、21条が実現できると思うがいかがか。	ご意見の内容については、環境面やコスト面など様々な課題があり、現時点では実施は困難であると考えています。
その他			
111	6	「3(5)③ 観光、交通その他の産業に関する事項」は、マザーレイク21計画と同じでは。	本計画とマザーレイク21計画は目指すべき方向は同じであり、マザーレイク21計画の理念や方向性を本計画と共有しつつ、法定計画として具体的な施策をしっかりと盛り込み、対策をさらに進めていきたいと考えています。
4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項			
112	7	琵琶湖の水質汚濁メカニズム解明調査の推進 ここ数年来の調査の到達点を明らかにし、今後の課題を明確にすること。	これまでの水質汚濁メカニズム解明調査により、全窒素や全りんなどの水質が改善する一方で、生態系の課題が顕在化している一因として、物質循環の様相が大きく変化したことが考えられるに至っています。今後は「3(1)④ その他の対策」にあるように、「水質と生態系のつながりに着目した新たな水質管理手法」の検討が必要と考えています。
113	7	内湖の評価に関する調査研究 「内湖からのメッセージ」(2005年出版)のなかでは、内湖についてはまだ未解明な部分も多く、また、内湖の復元についてはさらに慎重な調査を行うことが課題とされている。また、湖岸堤の評価とも大きく関連する課題であり、湖岸堤の評価とあわせて内湖の評価に関する調査研究を実施すること。	内湖の調査について、「3(3)①イ 内湖等の保全および再生」にある「内湖本来の機能の保全および再生を推進する」なかで、早崎内湖において、内湖機能の再生の可能性を検討するための、動植物の移り変わりや水質の変化等の調査を引き続き行います。

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
114	7	<p>赤野井湾の対策に関する調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>湾口部に設置されている消波堤は、赤野井湾の水の交換を妨げる大きな要因となっているが、水産部局と赤野井湾の水質改善をもとめる地元住民との間でその役割や評価が分かれており、赤野井湾のあるべき姿との関連で消波堤の評価を行うこと。</li> <li>赤野井湾の水の交換には、河川等からの流入水量も大きな役割を果たしているが、全体としての流入水量が減少したことがこの水域の水の交換を妨げている要因となっている。伏流水量の復元対策についての調査研究が行われるべきである。</li> <li>また、流入水量の減少に伴い、土砂流入の減少が生じており、これが赤野井湾の湖底環境を悪化させている原因の一つと考えられ、この点もあわせて復元措置について調査研究が必要である。</li> <li>他の水域とは異なる環境にあるこの水域における湖岸堤のあり方については独自に調査研究が行われるべきである。</li> </ul>	<p>赤野井湾における水の停滞解消については、過去に水理実験を行ったところ、湾口部に設置された消波堤の撤去による周辺流況への影響は微小であるとの結果を得ています。</p>
115	7	<p>国の研究機関</p> <p>現在の琵琶湖問題の解決のために、質量ともにそれにふさわしい体制を構築すべきである。また、新たな体制のもとでの研究計画を策定して公表すべきである。</p>	<p>国立環境研究所の一部機能移転では、「3(5)①ウ 琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興」にあるように、これを契機に産学官の連携を強化し、湖沼環境研究のさらなる発展と研究成果の活用・実用化を図っていきます。この取組の中で、情報発信もしていきたいと考えています。</p>
116	7	<p>三つ目の「等」に関連して、以下のとおり提案する。</p> <p>琵琶湖の水質自動測定局は15年以上休止している。要因は計測したデータの有効利用やランニングコスト等だが、技術革新で計測装置の小型・省力化、ビックデータの解析等によりそれらの問題は解決ができるようになった。またスマートフォンの普及のより専用アプリが開発でき、これらの琵琶湖の情報を広く周知することも可能になるため、水質常時監視調査の復活を検討する。</p>	<p>琵琶湖に設置している既存の水質自動測定局は、安全面等の判断から撤去に向けた検討を行っています。</p> <p>なお、水質常時監視について、毎月2回、琵琶湖水を採水し、分析する水質調査を継続的に行っており、得られた結果については、環境白書等で毎年公表しています。(環境白書ホームページ：<a href="http://www.pref.shiga.lg.jp/biwako/koai/hakusyo/index.html">http://www.pref.shiga.lg.jp/biwako/koai/hakusyo/index.html</a>)</p>
5 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する事項			
117	7	<p>山が荒廃して河川に流出した木材や草木等が琵琶湖に流れ込み、琵琶湖の湖底に大量の流出物が溜まり有り余る栄養源ができてしまった。山には鹿や猪等が、湖沼や河川には外来魚が増え続けている。数年を見据えた行政施策に基づき、官民一体となって取り組まなければ保全再生への道は遠のくばかりである。</p>	<p>ご指摘の官民一体となった取組については、「5(1)1 多様な主体の協働と交流の推進」において住民や事業者、関係団体等の方々との協働について記述しており、今後とも皆さんの参加と協力をいただきながら施策を進めていきたいと考えています。</p>
118	7	<p>平成27年12月県議会での質問にあったように、琵琶湖総合開発時には東京事務所に職員を配置して国等との調整に当たられたが、今回の「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」においても職員を配置し、本県の熱意を示すべきではないか。</p>	<p>現在、東京事務所の副所長を琵琶湖保全再生課の兼務職員として配置し、関係省庁との調整に当たっているところです。国に対する働きかけは重要であると認識しており、今後とも琵琶湖保全再生課の職員だけでなく全庁職員が一丸となって対応していきたいと考えています。</p>
6 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項			
(1) 体験型の環境学習の推進			
119	8	<p>「琵琶湖の自然環境を体感することで琵琶湖の重要性を認識することができるよう、農業体験や森林・林業体験、川遊び・河川清掃・美化活動体験、魚を学ぶ体験学習、琵琶湖博物館等における体験学習、自然観察会、エコツーリズム等の体験型の環境学習を推進する。」に変更し、琵琶湖につながる河川についての環境学習も推進してもらいたい。</p>	<p>ご意見の内容については、エコツーリズム等の「等」に含まれており、原文のとおりとします。</p>
(2) 教育の振興			
120	8	<p>「学習船「うみのこ」による宿泊体験型環境学習や森林環境学習「やまのこ」、農業体験学習「たんぼのこ」など、子どもたちの理解と関心を深めるため、琵琶湖の保全および再生に資する様々な教育・学習が行われているが、川遊び・河川清掃・美化活動体験学習「かわのこ」を加え、各学校や関係団体などがより積極的に環境教育に取り組んでいくための支援を実施する。」に変更し、琵琶湖につながる河川についての環境学習も推進してもらいたい。</p>	<p>河川に関する学びについては重要と認識しており、エコスクール事業等を通じて小学校における河川水質調査や観察会などの取組について支援しているところです。</p> <p>計画原案では、小学校で授業の一環として位置づけている「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」についてのみ記述していますが、いただいたご意見については、今後の施策に当たっての参考とさせていただきます。</p>



番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
(3) 広報・啓発の実施			
121	8	「国民的資産である琵琶湖の多面的な重要性について、滋賀県民をはじめ国内外への幅広い広報・啓発を実施する。」に変更し、琵琶湖と共生する滋賀県民に対して広報・啓発を強化してほしい。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「国民的資産である琵琶湖の多面的な重要性について、県民をはじめ国内外への幅広い…」
122	8	「6 教育の充実に関する事項」は、マザーレイク21計画と同じでは。	本計画とマザーレイク21計画は目指すべき方向は同じであり、マザーレイク21計画の理念や方向性を本計画と共有しつつ、法定計画として具体的な施策をしっかりと盛り込み、対策をさらに進めていきたいと考えています。
7 その他琵琶湖の保全および再生に関し必要な事項			
(2) 財源の確保の検討に関する事項			
123	8	「…琵琶湖保全再生施策の推進に向けた財源の確保と、受益者(地元)負担の伴う取組(事業)については、その軽減を図る措置に係る検討を行う。」としてほしい。 (理由) ・計画には、「農業用排水施設の計画的な整備、農業排水の循環利用などの施策の推進、農地の面的確保や保全・整備、農業用排水施設やため池の適切な維持管理や更新を推進」等の表現があり、琵琶湖の保全再生には必要不可欠な推進事項であるが、これらを既存事業で推進する場合には受益者(地元)負担が伴う。 ・また、これらの大半は琵琶湖総合開発関連事業で築造されたもので既に標準耐用年数を経過し更新時期を迎えている。 ・しかし、昨今の農産物価格の低迷等に代表される農業情勢から、受益者には事業更新に必要な地元負担に耐えうる体力(資金力)がないのが現状ではないかと思う。 ・上記事項の推進は琵琶湖の保全および再生のための施策であるので、地元負担の軽減についても検討すべきと思慮されるため。	ご意見にある受益者負担の軽減については、農業用排水施設等の老朽化により施設の維持管理費が大きくなっていることから、適切な保全と計画的な更新を行い、トータルコストの低減を図ることとしています。 計画的な整備を行うために、農家の皆様と連携して取組を進めていきます。
124	8	「法に規定されている国の財政上の措置等の活用はもとより、マザーレイク滋賀応援寄附、クラウドファンディングなど、琵琶湖保全再生施策の推進に向けた財源の確保に係る検討を行う。」に変更し、財源確保のための手段の多様化を図ってもらいたい。	琵琶湖の保全再生のための財源については、実際に県で制度化し、本格運用している「マザーレイク滋賀応援寄附」を例として記述しています。 ご指摘のクラウドファンディングについては、計画原案に記述している「財源の確保に係る検討」において検討していきたいと考えています。
(4) 資料の作成、公表に関する事項			
125	8	「琵琶湖の保全および再生の状況や、琵琶湖の保全および再生に関して講じた施策に関して作成した資料は、適時にかつ適正な方法により公表するとともに、滋賀県民をはじめ国民への琵琶湖に関する理解促進および普及啓発のための情報発信を積極的に実施する。」に変更し、琵琶湖と共生する滋賀県民に対して広報・啓発を強化してほしい。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「公表するとともに、県民をはじめ国民への琵琶湖に関する理解促進…」
その他、計画全体に係る事項			
126	全体	計画にある事業が多岐にわたり、またすでに県で行っているものも多いため、国の予算を用いて行う事業を明確化し、その事業の計画年度内の達成目標を立てなければ、国の費用を用いて行った成果が見えにくくなる。	
127	全体	事業の成果を数値化することはなかなか難しい部分もあると思うが、効果が少ない事業に多額の費用をかけることのないように、費用対効果の検証は重要であると思う。	
128	全体	計画の原案は構想のようなもので戦略はあるが戦術が明記されていない。今後の事業計画についての具体的な取組手順はどうなるのか。	「7(3) 計画の実施状況等に関する事項」において「計画に関する事業の実施状況等を毎年度把握することにより、琵琶湖保全再生施策の推進に反映する」と記述しており、これを示すものとして、計画の参考資料として「事業一覧」を作成し、そこで事業の実施主体や実施状況等を明らかにしたいと考えています。なお、本計画に目標を記述していませんが、マザーレイク21計画の指標を参考指標とし、施策の成果を把握したいと考えています。
129	全体	本計画において琵琶湖総合開発におけるような事業量が明示されていないため、もう一つ具体性に欠けるように思える。今後、明示されないのか。	

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
130	全体	計画における事業課題の数値目標化について 計画(原案)では、たとえば農業排水の循環利用をはじめ、多くの事業課題が列記されているが、これらの事業の現状と計画期間内での達成目標等を事業費とともに数値化し、より具体的な実施計画を作成すること。	
131	全体	法律には、琵琶湖を従前に存在した良好な湖に再生すること、再生後に良好な状態を将来にわたって保全することの2つの目標があると考え、どこまで行うのが再生なのかどんな状況で保全するのかを明確にしておくことが重要。このため、計画の実施に当たって、どこで何をいつ誰がどれくらいの予算で施策を実施するのかを明記することが必要である。	番号126～129と同じ
132	全体	琵琶湖再生保全のために取り組むべき課題について、事業実施の容易さではなく、事業効果を勘案した優先順位をつけ、メリハリがありスピード感のある事業推進を行うこと。また、そのためにも、縦割りにとられない「琵琶湖保全再生本部」などの組織体制を整備することが必要である。	法律の各条文に明記されているとおり琵琶湖の課題は多岐にわたり、国の基本方針にあるとおり総合的かつ効果的に施策を実施することが必要ですが、「2(1)趣旨」で課題として記述している水質の問題や在来魚介類の減少、水草の大量繁茂、外来動植物の増加などは喫緊の課題と認識しており、メリハリとスピード感を持って事業を推進していきたいと考えています。
133	全体	琵琶湖の保全および再生のための事項として5項目2事業が総花的に列記されているだけである。当然、優先順位はあり、記述すべきではないか。	また、ご指摘のとおり縦割りにとられない組織体制は重要と考えており、法律の施行を受けて、県では平成27年10月1日に滋賀県琵琶湖保全再生推進本部を設置し、施策を横断的に推進しているところです。
134	全体	法律で明記されている琵琶湖が抱える課題に沿って網羅的に記述されているが、4年の計画期間ですべて行うのか。 また、国の財政が厳しい一方で、既に県が取り組んできた事業も多く、新たに国の予算を使って取り組む事業が何かかわからない。法律によって新たに確保される国の予算を用いて、どのような新たな取組を行うかを明確にし、4年間で一定の成果が期待できる施策を重点施策として明記する必要があると感じた。	計画原案で記述している施策については、計画期間に戦略的に実施していきたいと考えています。 県といたしましては、計画に基づく既存事業はもちろんのこと、新規事業や拡充事業も予定しており、そのために必要な財源については、県の財源だけでなく、法第4条等に基づき国に対して求めていきたいと考えています。なお、具体的な事業については、計画の参考資料として「事業一覧」を作成し、そこで明らかにしたいと考えています。 また、県民政策コメントの公表資料の参考資料としてお示ししているとおり、計画の重点事項として、琵琶湖を「守る」と「活かす」ことの好循環をさらに推進することを掲げており、加えて琵琶湖を「支える」取組という3つの視点に立ち、施策を推進していきたいと考えています。
135	全体	4年は短期間であり、国の予算も潤沢ではないと思うので、優先度の高い課題に絞って具体的な効果が期待できる施策を行う必要があり、以下の3つの事業を提案する。 1.琵琶湖固有種の追跡による内湖、農地の連続性調査 琵琶湖と内湖、農地を移動するニゴロブナ、ホンモロコ等の固有種にGPSかマーカーを付け、琵琶湖と内湖、水田の移動状況を琵琶湖全体で調査する。特にこれまで「魚のゆりかご水田」等取組を行ってきた場所で重点的に行って効果と課題を把握する。 2.湖岸の砂浜の再生 琵琶湖岸はハマゴウなどの海浜植生やカワラハンミョウなどの動物が見られる。しかし、ダム建設や琵琶湖の水位管理の影響で砂浜が減少し、これらの生息環境が急速に減少している。養浜や河川への土砂供給等の実験を行って砂浜再生を行い、その環境に特有な生物の再生状況を調査する。 3.琵琶湖の外来魚類の個体群モデルの構築 オオクチバス、ブルーギルの効果的な駆除を行うため琵琶湖での両種の生息数を想定したモデルを構築し、そのモデルから駆除数を検討し、駆除して効果を検証する。モデル構築は単年度では困難なため、複数年の試行を繰り返して精度を高める。	「4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項」において、「それぞれの課題への具体的な対策に関して、技術等の研究開発を推進する」としており、ご提案いただいた内容については、今後の施策に当たっての参考とさせていただきます。
136	全体	法律で琵琶湖を「国民的資産」と位置づけられたことは評価できるが、現在の琵琶湖の環境は、病気の癌で例えるほどの程度のステージであると受け止めているか。	「2(1) 趣旨」に記述しているとおり、水質汚濁に係る環境基準は一部を除き未達成であり、アオコの発生や在来魚介類の減少、水草の大量繁茂や外来動植物の増加など琵琶湖の課題は多様化してきており、法律で明記されているとおり、「総合的な保全及び再生を図ることが困難な状況」にあると考えています。

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
137	全体	法律にある湖沼の保全・再生の先駆けとなる取組とは他の湖沼の環境整備の模範となることが求められていると理解しますが、この際には県も国の支援を受けて抜本的な対策を立てるべきであるがいかか。	法律には「琵琶湖の保全及び再生が我が国における湖沼の保全及び再生の先駆けとしての事例となり得る」と明記されており、県や県内の市町だけでは対応が困難であることから、「5(2) 琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項」に記述しているとおり、「主務大臣等で構成する法定の琵琶湖保全再生推進協議会等を活用し、国と連携しながら国民的資産である琵琶湖の保全再生に取り組んでいきたいと考えています。
138	全体	全国の先駆けとなる琵琶湖保全再生計画が机上の空論となり「絵に描いた餅」とならないよう、地域の実情に合った施策を計画され、推進してほしい。	琵琶湖の保全再生のためには、ご指摘のとおり地域の実情に合った施策が必要であり、「2(1) 趣旨」に記述しているとおり、県内の市町とともに多様な主体の皆様との参加と協力をいただき、施策を推進していきたいと考えています。
139	全体	財政的措置について ・この計画により実施される事業費とその財源について明らかにすべきである。 ・琵琶湖の汚濁防止や外来生物による被害防止、水草対策等は、多くの人的、財政的な県民負担の上になりたっており、この法律の目的、趣旨に照らして国に対して財政負担の改善を求めること。 ・琵琶湖総合開発事業において行われた国の補助率のかさ上げ措置を求めること。	県の予算公表時に、琵琶湖保全再生施策に関する関連事業として全体事業費や主要事業の事業費等について公表しています。 また、水草対策や外来動植物対策をはじめ喫緊の課題への対応に向け、国の支援を受けるため、国への政策提案活動や緊急要望などを行っており、今後も継続的に行っていきたいと考えています。 補助率のかさ上げ措置を求めることについては、琵琶湖総合開発特別措置法のように明記されていないため困難であると考えますが、法律では、計画に基づく事業に対する国の財政支援について規定されていることから、さらなる支援が得られるよう、国に対して要望していきたいと考えています。
140	全体	マザーレイク21計画や湖沼水質保全計画との関連を明確にすべきである。	本計画とマザーレイク21計画は目指すべき方向が同じであるため、マザーレイク21計画の基本理念である「琵琶湖と人との共生」や基本方針である「共感」「共存」「共有」について、本計画の「2(1) 趣旨」に記述しています。 湖沼水質保全特別措置法に基づく「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」は、琵琶湖の水質保全対策を中心とした計画であるのに対し、本計画は水質保全や水源かん養、生態系保全、産業・教育の振興など総合計画となっています。法律において「本計画は湖沼水質保全計画と調和が保たれたものでなければならない」と規定されており、両計画の調和を図っているところです。
141	全体	全体的に現在の状況はどうか、計画を作成してどうするのか。 「推進する」「支援する」「検討する」といった表現だが、実効性のある表現が見られないので、本当に施策を実施してもらえるのか疑問である。実効性ある計画を作成してほしい。	琵琶湖の現状については、「2(1) 趣旨」に記述しているとおり多様な課題を有しており、これらの課題を解決するために計画を策定し、計画に基づく事業を実施していきたいと考えています。 「推進する」は事業を実施することにより施策を前進させる、「支援する」は県や県内の市町以外の方々を実施する取組に対して環境整備など側面的な支援を実施する、「検討する」は新たな施策の実施を視野に入れた検討を行う、という意味でそれぞれ用いており、実効性のある計画となるよう努めていきます。 なお、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ・「3(1)① 持続的な汚水処理システムの構築」の一つ目の「・」 「…適切な役割分担の下での計画的な整備を推進する。」 ・「6(2) 教育の振興」の一つ目の「・」 「…琵琶湖の保全および再生に資する様々な教育・学習を推進するとともに、…」
142	その他	水位操作も重要だが水は流れが必要であり、昨今南郷洗堰の放流量が少なく、ゲート下からの流れがないため、低層は瀬田川ではなく瀬田池となり南湖の水質悪化の原因となっている。水位操作や瀬田川底泥の改善に係る国土交通省への要望や対策が不明である。	ご指摘の内容については、国とも情報の共有を図っていきます。

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
143	その他	<p>水位操作規則は見直さなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・淀川水系流域委員会が提案した将来の目標水位や水位変動幅では操作規則の見直が必要。</li> <li>・それまでの間は暫定的に目標水位幅次のようにすることが望ましい。</li> </ul> <p>1) 非洪水期間の目標水位幅: <math>H=BSL+0.15m\pm 0.15m</math>  2) 洪水期間の目標水位幅: <math>H=BSL-0.15m\pm 0.15m</math>  ・この変更理由は、4～7月の魚類産卵期に水位が下がるため産卵場所や仔魚の生育場所のヨシ帯が干上がり、水位の低下を抑える必要があるためなど。</p>	<p>在来魚が正常にふ化し生育できる環境について考えていくことが重要であることから、3(5)②イで「在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方を検討」していくこととしていますが、在来魚の増殖環境のあり方については、湖辺の植生や水位、水温など様々な観点から検討していく必要があるため、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「ホンモロコをはじめとするコイ科魚類の卵が正常にふ化し生育できるよう、湖辺の植生や水位、水温など様々な観点から在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方を検討する。」</p> <p>なお、琵琶湖保全再生計画に基づく施策においては、瀬田川洗堰操作規則見直しの検討を行うものではありませんが、これまで、国においては、洪水期前における環境に配慮した水位操作を行っていただいているところであり、今後とも国との意見交換を図っていきたくと考えています。</p>
144	その他	<p>水位操作規則は見直しの必要性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・淀川水系流域委員会の提案を計画に反映させるべきである。</li> <li>・計画(原案)において水位操作を排除する理由はない。</li> <li>・改めて、流域委員会の水位操作に関する上記の提案に対する対応を計画に盛り込むとともにソフト対策を含めた社会的な制度や仕組みを作り上げる等より包括的な検討を行うよう提言する。</li> </ul>	
145	その他	<p>琵琶湖の保全再生を図る計画であるにも関わらず、琵琶湖の水位操作規則(全閉規則を含む)の是正に関する項目や記述がまったくない点が問題だと考える。「水位」という言葉もまったく出てこない。</p> <p>例えば、「7 その他琵琶湖の保全および再生に関し必要な事項」の中に、是正に向けた関係機関との協議のような項目を設けることはできないか。項目として出すのが難しくても、何らかの形で計画の中でこの問題に言及しておくべきだと考える。</p>	
146	その他	<p>湖岸堤の評価に関する調査研究 湖岸堤についての調査研究を行い、望ましい湖辺のあり方を検討すること。</p>	
147	その他	<p>湖岸堤のあり方を再検討するべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湖岸堤は、エコトーン(境界域)としての水際・陸際境界を明確にしすぎ、かつ護岸の緩斜面湖底を消失させてしまっていることから、エコトーンの復活を目指すべきである。</li> <li>・エコトーンの復活は、現在の湖岸堤を撤去する方法や現在の湖岸堤を存置する方法、さらにそれらの折衷案と種々考えられているが、その検討にあたっては、南湖東岸の湖岸堤を一部撤去して自然の湖岸を復元するなどしてその評価を行うなどして、その結果を踏まえて湖岸堤全体のあり方を再検討するべきである。</li> </ul>	<p>望ましい湖辺の実現に向けて、例えば養浜事業箇所をフィールドとして、生物の回復のための実証的な調査研究を行うなど、多くの生物の生息・生育空間としても重要な湖辺の再生に取り組んでいきます。</p>
148	その他	<p>湖岸堤を自然の水陸移行帯へ復元する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・琵琶湖総合開発事業において治水対応として築造された湖岸堤は機能していないだけでなく、琵琶湖の生態系に重大な影響を与えている。</li> <li>・湖岸堤管理用道路は、琵琶湖岸を一周する商業用幹線道路となっていて琵琶湖と人々の関係を断ってしまっている。また湖岸道路は琵琶湖に近接しているため、近年、道路融雪剤の飛散と湖水の塩素濃度上昇との関連が指摘されている。さらに排ガス塵、道路舗装材や車両タイヤ磨耗塵は炭素成分であり、直接琵琶湖へ流入することから、その影響についても検討されなければならない。</li> <li>・従って計画策定の今こそ、湖岸堤を取り払い元の湖岸に復元していく方向にシフトすべきである。</li> </ul>	
149	その他	<p>赤野井湾は半世紀前までは春先から初夏にかけて大量の魚が押し寄せ、魚島(うおじま)と呼ばれていた。このような豊穡の郷の回復が目標である。</p>	<p>「3(5)②ア 漁場の再生および保全」に位置づけており、赤野井湾をはじめとする南湖漁場の再生に向けて取り組んでいきたいと考えています。</p>
150	その他	<p>赤野井湾周辺の湖周道路を約1km後退させ、河川改修により法竜川と三反田川を合流させて流入水量を高めることで湾内の環境改善を図ればどうか。湖周道路により湖岸線に厚いコンクリート壁ができ、河川の水が滞留して赤野井湾が内湖状態となっている。また、湖周道路の後退で残る土地を国有化し、ここに(仮称)国立琵琶湖研究所を設置して保全再生の先進事例等の世界への情報発信を行ったかどうか。</p>	<p>国の環境に関する研究機関については、平成29年度に国立環境研究所の琵琶湖分室を琵琶湖環境科学研究センター内に設置することとしており、これを契機に、国立環境研究所と琵琶湖環境科学研究センターとの共同研究や、地域の大学・企業等との連携による湖沼環境研究のさらなる発展と研究成果の活用・実用化を図り、地方創生につながるプロジェクトを推進していきます。</p>

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
151	その他	琵琶湖の人工護岸部分においてピオトープ状の浜辺や植生地とするような計画があったと思うが、現在の進捗等と自然護岸・人工護岸・改善型人工護岸などの分布を公開してほしい。	「水辺エコトーンマスタープラン」において、人工湖岸の再自然化を図るとしていた「木浜地区(守山市)、彦根多景地区(彦根市)、長浜地区(長浜市)」については、事業が完了しています。 なお、湖辺域の状況については、下記の県ホームページをご覧ください。 (「琵琶湖ハンドブック改訂版」図5-5-2現在の湖岸類型の分布 <a href="http://www.pref.shiga.lg.jp/biwako/koai/handbook/files/p116-117.pdf">http://www.pref.shiga.lg.jp/biwako/koai/handbook/files/p116-117.pdf</a> )
152	その他	総合的な流域管理について 治水対策としての河川下流の掘削、圃場整備による減水深増大などにより、現に水が出なくなった井戸が多い等下流平野部の地下水位が下がっている可能性が高いことが指摘されている。土砂動態とともに、総合的な流域管理をめざすべきである。	ご意見のような「総合的な流域管理」については、長期的な観点で様々な調査研究を踏まえていく必要があり、「4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項」において記述している「継続的な監視や調査」や「継続的な知見の集積」に引き続き努めていきます。
153	その他	水銀等有害物質対策について ピワコオオナマズやナマズは、食用機会が多くないため、健康被害が生じる訳ではなく、アユやますなど食用機会の多い魚の水銀をはじめとする監視は県の衛生科学センターで定期的に行われており、いずれも基準値以下であることが確認されているが、多年生の魚で、底層に生息しているものであり、比較的長期間の水銀汚染の平均的な状況を反映しているものと考えられるので、水銀だけでなく、他の有害物質を含めた監視対象生物として検討すべきである。	ピワコオオナマズやナマズは、調査が必要となる、一定の成長段階の個体を安定して入手することが困難であるため、有害物質を含めた監視対象生物としての活用は困難であると考えています。
154	その他	地下水汚染について 琵琶湖東岸部における有機塩素化合物に関するモニタリングは県において定期的に行われ、その結果については公表されているところであるが、汚染源の究明は行われていない。この問題は、衆議院環境委員会(2002年4月5日)でも取り上げられ、環境省は「汚染原因の究明をすすめたい」と回答しているものでもあり、地下水汚染源の究明調査を行い、琵琶湖への汚染を防止するための対策を講じること。	地下水汚染については、汚染の発生から長い時間を経てから発見されるものも多く、汚染源が特定できない事例も存在しています。このため、新たな汚染の発見だけでなく、既知の汚染の動向把握のため、「3(1)④ その他の対策」にあるように、「琵琶湖の保全および再生に必要な水質監視」について、「継続的な調査を実施する」ことが重要と考えています。
155	その他	地球温暖化の防止に関する施策の推進について ・地球温暖化は、単に琵琶湖周辺地域の対策だけで防止できるものではないが、世界的な取組に遅れず、先進となるような対策を進めることが重要である。本計画においてもこの温暖化の防止が琵琶湖の保全と再生にとって重要であることを謳うべきである。 ・追加的提言として、廃棄物を資源に変えることによって、廃棄物処理に係るエネルギーを節減し、再生可能エネルギーを得る試みとしてウェットな廃棄物の処理方法の見直しを提案する。こうした取組は、身近で発生する廃棄物を、住民の力を借りながら資源化するものであり、環境意識を高めるという副次的効果も期待でき、計画においても位置づけるべきである。	地球温暖化が琵琶湖の水環境に影響を及ぼすことが予測されることから、「4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項」において、「気候変動に関する知見も考慮しつつ総合的な視点で課題の要因を解明し、対策を検討する」としています。 また、ご提案いただいた内容については、今後の取組に当たっての参考とさせていただきます。
156	その他	かつて、琵琶湖が受け入れることのできる適正な人口規模に関する議論があったが、今後、人口減少が進むことが予想されるなかで、適正な人口や産業の規模をどのように考えるのか？	本計画は、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」を前提としています。 総合戦略では、人口減少を見据えて、人口減少を食い止めながら滋賀の強みを伸ばし、活かすことによって豊かな滋賀の実現を目指しています。 総合戦略の推進に当たっては、人々の暮らしと琵琶湖のつながりの再生などにも取り組むこととしています。
157	その他	淀川水系流域委員会の提言等を受け、琵琶湖流域には原則としてダムは建設しないこと。	法律の目的は、生態系の保全再生であることから、治水・利水に関する事項は計画原案に記述していません。

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
158	概要版	「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」など学校における環境教育への支援に「かわのこ」を追加し、川遊び、河川の清掃・美化・景観保全／改善についての環境教育を強化してほしい。	河川に関する学びについては重要と認識しており、エコスクール事業等を通じて小学校における河川水質調査や観察会などの取組について支援しているところです。 計画原案では、小学校で授業の一環として位置づけている「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」についてのみ記述していますが、いただいたご意見については、今後の施策に当たっての参考とさせていただきます。
159	添付資料	琵琶湖を『守る』取組のなかで外来魚対策が入っていない。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「■外来動植物対策（オオバナミズキンバイ等防除、防除手法の検討、外来魚対策等）」
160	添付資料	琵琶湖を『守る』取組のなかで緊急性の高いもの、重要度の高いものから記すべきであり、全体的に、水位・水質の保全・底質の改善等、具体的な対策等が明記されていない。もっと水を大切に、生物多様性の回復を中心とした取組を重点事項に入れるべきである。	特に課題と認識している事項について、法律において計画で定めることとなっている項目の順に記述しており、原文のとおりとします。
161	添付資料	琵琶湖を『守る』取組のなかでそもそも琵琶湖を再生回復する上で、水源かん養を重点事項の一番はじめに記すことは、「琵琶湖が悪化の一途をたどっている。」という現状認識が欠けているとしか思えない。	

【 関係地方公共団体 】

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
3 琵琶湖の保全および再生のための事項			
(1)水質の汚濁の防止および改善に関する事項			
1	2	<p>「3(1)④その他の対策」一つ目の・について、下水道供用区域において、原則、下水道法に基づき下水道への接続を義務付けられているが、法第10条の但し書きにおいて、冷却水、プール排水等、公共用水域に直接放流しても水質汚濁に影響が出ないと下水道管理者が認め許可した場合は、公共用水域へ排水することが出来るとされている。流域下水道等においては、琵琶湖の水質を保全すべく水質汚濁防止より排水水質基準を厳しくしていることから以下を追加</p> <p>・工場や事業場の排水対策・・・監視を実施。の後に「また、下水道法に基づき、放流水の水質基準を管理することにより、琵琶湖での水質保全を図る。」</p>	<p>ご意見の下水道法に基づく指導についても、「工場や事業場の排水基準等の遵守状況の確認のため、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)や湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)等に基づく・・・」の「等」に含まれています。</p>
(3)生態系の保全および再生に関する事項			
2	4	<p>「3(3)④ア水草の除去等」で、「・・・湖底底質の保全および改善、悪臭の防止等による生活環境の改善や・・・」について、水草が繁茂することで、停滞水域が発生し、そこで水草が枯れ腐敗して低溶存酸素状態が生じ、腐敗臭の着臭や着色などの水質悪化が生じ、水道原水に大きな影響を及ぼすことから下線部の表現を追加する。</p> <p>「・・・湖底底質の保全および改善、腐敗による水質悪化の防止、悪臭の防止等による生活環境の改善や・・・。」</p>	<p>ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。</p> <p>「・・・湖底底質の保全および改善や腐敗による水質悪化の防止、悪臭の防止等による生活環境の改善、船舶の航行の安全確保等を図るため・・・。」</p>
(4)景観の整備および保全に関する事項			
3	5	<p>「3(4)②文化的景観の保存及び整備」について、周辺という言葉の定義には、「あるものをとりまわっている、まわりの部分。」とあるため、沖島をはじめとした琵琶湖内の島々が含まれないため、以下を追加する。</p> <p>「琵琶湖周辺及び沖島をはじめとした琵琶湖内の島々には、人々の営みと琵琶湖が織りなす個性と魅力ある景観が現存しており、伝統的知識・技術・文化の継承・保全を図りつつ、文化庁より選定された重要文化的景観をはじめとする琵琶湖の文化的景観の保存・整備・活用を推進」</p>	<p>ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。</p> <p>「琵琶湖周辺および沖島をはじめとした琵琶湖内の島々には・・・」</p>
(5)農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項			
4	5	<p>3(5)①ア環境に配慮した農業の普及の三つ目の・について、琵琶湖周辺にある琵琶湖ならではの「干拓地」は単に農地ということで包括される施設ではない。県の「干拓地」に対する見解として「農業生産現場でなく、水源涵養や貯留機能多様な生きものの生息地の確保、美しい琵琶湖と農村の景観形成など、様々な多面的機能の発揮することにより琵琶湖の保全にも寄与している重要な地域であると認識している」と議場において述べている。よって「など」という中に含めることなく、「農地や農業用排水施設、琵琶湖固有の干拓地の保全の推進・・・農村地域の景観保全・・・」とすべきである</p>	<p>ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。</p> <p>「農地や農業用排水施設、干拓施設の保全の推進、農業排水の循環利用の推進・・・」</p>
5	5	<p>「3(5)①イ 山村の再生と林業の成長産業化」において、山村の再生は都市との交流等だけでは難しいため、以下の下線の文言を追加すべき。</p> <p>・山村は、過疎化や高齢化等により地域の豊かな資源が十分に活用されていないため、福祉や交通機関の充実に加え、都市部との交流等を図り、山村資源を活かした取組を進めることにより、山村の再生を推進する。</p>	<p>法律や勘案することとされている国の基本方針に「福祉や交通機関の充実」に関する定めがないことから、本計画の対象外であり、原案のとおりとします。</p>

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
6	5	「3(5)①イ 山村の再生と林業の成長産業化」において、成長産業化における「産業」化は、理解できるが、「成長」の内容を明らかにする必要がある。	本県では、「しがの林業成長産業化アクションプラン」を策定しているところであり、この中に「森林資源の循環利用による活力ある林業の推進」や「木材利用のニーズに対応した加工・流通体制の整備と、物流の強みを活かした県産材の販路拡大の推進」等を明記しています。これらの取組により林業を成長する産業へと誘導してまいります。
7	6	3(5)③イ 琵琶湖の特性を活かした観光振興等で、誤字のため「琵琶湖とその水辺景観一祈りと暮らしの水遺産」を「琵琶湖とその水辺景観一祈りと暮らしの水遺産」に修正	ご意見のとおり以下のとおり修正します。 「琵琶湖とその水辺景観一祈りと暮らしの水遺産」
8	6	「3(5)③イ 琵琶湖の特性を活かした観光振興等」において、「ピワイチ」という特定の観光ブランド名を使うのではなく、「ウォーキングやサイクリング」などの表現を用いる方が、計画上好ましいと考えられます。	ご意見いただいた「ピワイチ」は、「観光ブランド・ピワイチ」ではなく、サイクリング等での琵琶湖一周を意図したものであることから、原文のとおりとします。
7 その他琵琶湖の保全および再生に関し必要な事項			
9	8	「7(2)財源の確保の検討に関する事項」について、「国の財政上の措置等の活用」について、文言を追加されたので了承する。	—
その他、計画全体に係る事項			
10	全体	当該計画(素案)における修正は、誰が意見提案し、誰が合意し、修正したのかなどその履歴を明らかにされたい。	素案からの修正については、環境審議会琵琶湖琵琶湖総合保全部会や県議会琵琶湖保全再生対策特別委員会をはじめ、県・市町琵琶湖保全再生計画検討会議などでご意見をいただいています。 いただいたご意見を踏まえ、庁内における琵琶湖保全再生推進本部会議において修正し、環境審議会や県議会特別委員会でご議論いただき原案を作成したところです。環境審議会や県議会特別委員会での資料や議論の内容は情報公開されています。また、県・市町検討会議においても主な意見と対応案については情報提供しています。